

くらしを支えあう男女共同参画社会の実現をめざして

草加市
男女共同参画
プラン2016

平成28年度～平成32年度

はじめに

草加市では平成28年度から始まる「第四次草加市総合振興計画基本構想」において、「快適都市～地域の豊かさの創出～」を都市像とし、まちづくりに何よりかかせないものは、市民力、地域力であるという考えのもと、市民同士の「つながり」・「支え合い」によって高まるコミュニティの力を活用してまちづくりを取り組み、「いつもでもこのまちで暮らしたい」、「このまちで子どもを育てたい」と実感できるまちを目指すこととしています。



昨今の急速な高齢化・少子化の進行、家族形態や地域の変容、産業構造の変化など、我が国の社会経済情勢は大きく変化しています。このような変化に対応し、将来にわたって誰もが安心できる持続可能な社会を構築するには、市民一人ひとりが性別にとらわれることなく、家庭、学校、職場、地域などあらゆる分野に対等な立場で参画し、責任を担っていく男女共同参画社会の実現が不可欠です。

草加市では、平成23年3月に「草加市男女共同参画プラン2011」を策定し、計画に掲げた施策を着実な推進に努めてまいりました。

この度、「草加市男女共同参画プラン2011」の計画期間が平成27年度に終了することから、現状の課題に加え、社会情勢の変化、国・県の動向や「草加市男女共同参画アンケート調査」の結果等を踏まえ、より効果的に施策を推進するため、新たに「草加市男女共同参画プラン2016」を策定しました。

特に、今回のプランでは、重点的に取組、推進する主要な取組として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」、「あらゆる分野への女性の参画促進」、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を主要な取組として位置付け、男女共同参画社会の実現をめざす内容となっております。

男女共同参画社会づくりは、市を構成する市民、事業者、市民団体の皆様の協力による自発的な取組がなければ進めることはできません。今回のプラン策定に当たりましても、長期にわたりご審議を重ねご提言をいただきました草加市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を賜りました皆様方に心からお礼を申し上げます。

今後、本プランの推進に当たりましても、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年3月

草加市長 田 中 和 明

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の概要	2
2 計画の背景	4
3 計画の性格と位置付け	7
4 市民、事業者、市民団体との協働への期待	9
5 計画の期間	10
第2章 計画の基本的な考え方	11
1 暮らしを支えあう男女共同参画社会の実現をめざして	13
2 計画の基本方針	14
3 計画の主要な取組	16
4 計画の体系図	18
第3章 施策の展開	21
基本方針1 性別にかかわらず誰もが平等に生活できるまちづくり	23
基本方針2 教育・学習の充実による男女共同参画の推進	33
基本方針3 あらゆる分野への女性の参画促進	41
基本方針4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	47
基本方針5 生涯を通じた女性の健康支援	55
基本方針6 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画	61
基本方針7 計画の推進	71

第4章 資料	75
1 草加市男女共同参画審議会委員名簿	77
2 「草加市男女共同参画プラン2016」策定の経過	78
3 草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例	79
4 草加市みんなでまちづくり自治基本条例	87
5 草加市男女共同参画行政推進会議設置要綱	92
6 草加市配偶者からの暴力対策庁内連携会議設置要綱	94
7 男女共同参画社会基本法	96
8 埼玉県男女共同参画推進条例	102
9 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	106
10 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）	113
11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	120
12 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	133

家庭では



◇女性も男性も一人ひとりが家族の一員として、お互いを思いやり、子育てや介護、家事を積極的に担い合っています。



くらしを支えあう

地域では



◇古い慣習が見直されて男女が対等に地域活動に参画し、町会・自治会等では女性の会長や役員等もたくさんみられます。

職場では

◇性別ではなく個人の能力や、やる気に基づいて公平・公正な評価が行われ、男女がともにいきいきと働いています。



男女共同参画社会

学校では

◇人権尊重の意識を基礎に、性別にとらわれず子どもたち一人一人の個性を生かし、多様な能力を伸ばす教育が行われています。



第 1 章

計画策定にあたって

1 計画の概要

本市では、これまでくらしの中にある男女の差別や格差を解消し、すべての人が性別にかかわらず支え合い、協力し合って、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会である男女共同参画社会をつくることを目指し、計画的に施策を進めてきました。

市の男女共同参画社会の実現を目指す施策の成果は、毎年度、男女共同参画審議会により評価が行われ「達成状況の評価」として公表されてきました。

そこでは、市の施策の成果と併せ、男女共同参画社会づくりは、市民、事業者、市民団体等、社会全体が協働して取り組まなければならない課題であることが指摘されてきました。

男女共同参画社会づくりは、本市だけではなく、国、県などの施策においても強力に実現を目指さなければならない最重要課題に位置付けられ、取組が進められています。

「草加市男女共同参画プラン2016」は、これまでの本市の施策に対する取組や男女共同参画審議会による達成状況の評価等を基礎に、国、県が課題としてきたこと、国際的な男女共同参画に関する状況などを勘案し、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度の5か年に本市が男女共同参画社会づくりを進めるための基本的な計画です。

1 「第四次草加市総合振興計画基本構想・基本計画」との全面的な連携

草加市のまちづくりを計画的に進めていく最も基本的な指針が「第四次草加市総合振興計画基本構想」です。本プランでは、基本構想で草加市の将来像として掲げた、「快適都市ー草加ー」の実現に欠かせない前提として「くらしを支えあう男女共同参画社会づくり」を位置付けました。そして、基本構想を実現するための施策を体系化し、施策の目標を定めた「草加市第四次総合振興計画後期基本計画」との全面的な連携を図りました。(※1)

2 既存の個別計画との連携

「快適都市」の実現を目指す施策を進めるためには、様々な分野にわたり複雑に絡み合う課題への取組が必要です。この課題の解決を目指し、人権、生涯学習、福祉、子育て、健康づくりなどの分野で個別計画が策定され、全庁的な取組が進められています。男女共同参画社会づくりを進めるには、これらの個別計画との連携が欠かせません。そのため、本プランでは、男女共同参画社会づくりと関係の深い個別計画との連携を明確にしました。

3 男性にとっての男女共同参画推進の必要性

これまで、男女共同参画とは、女性に対する格差や女性差別に代表される女性問題解決のための施策という印象が強くありました。しかし、男女共同参画社会づくりの目的は、ジェンダー（※2）に固定されない多様な生き方を尊重し合い、誰もが職場、家庭、地域などのあらゆる場面で自らの意志にもとづき自由に活躍できる社会をつくることです。男女共同参画社会は、男性にとっても暮らしやすい社会であり、男性にとっての必要性という視点を意識しながら組立てました。

4 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を位置付け

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者等からの暴力を許さない社会づくりを進め、被害者の安全確保と自立支援を計画的に進めるために本プランの基本方針6を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が定める、「当該市町村(草加市)における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置付けました。（※3）

5 条例が規定する、市民、事業者、市民団体、市の責務を意識

草加市暮らしを支えあう男女共同参画社会づくり条例は、前文で「男女共同参画社会を、市民、事業者、市民団体、市が協力してつくっていく」と宣言し、第4条から第7条で、市の責務を明示するとともに、市民、事業者、市民団体それぞれについても責務を示しています。本プランでは、このことを受けて、施策の欄に「市民」「事業者」「市民団体」の皆さんに期待される取組例を記載しました。（※4）

※1 詳しくは、本章3「計画の性格と位置付け」を参照してください。

※2 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がありますが、他方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「ジェンダー」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

※3 配偶者（夫婦、内縁、恋人等）からの暴力は、一般的に「ドメスティック・バイオレンス（DV）」と言われていますが、内閣府がホームページで説明しているように、人によっては親子間の暴力なども含めた家庭内暴力全般の意味で理解している場合もあります。そのため、異なる意味に受け取られる恐れがないように、本プランでは「配偶者等からの暴力」と表記しました。

※4 詳しくは、第1章4「市民、事業者、市民団体との協働への期待」を参照してください。

2 計画の背景

1 世界の動き

国際連合は、国連憲章や世界人権宣言などで、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つに掲げ、昭和 21 (1946) 年には婦人の地位委員会を設置しました。さらに、昭和 50 (1975) 年を国際婦人年と定め、メキシコシティで開催された世界婦人年世界会議において、「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択され、翌昭和 51 (1976) 年から 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、世界的に女性の地位向上、男女平等を目指して取り組んできました。昭和 54 (1979) 年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約) が国連総会で、昭和 60 (1985) 年には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」がナイロビ世界会議で採択されました。

平成 7 (1995) 年には、「平等・開発・平和への行動」をテーマに北京で第 4 回世界女性会議が開催され、女性の地位向上に対する根本的な障害を指摘し、21 世紀の発展に向けた目標と各国がとるべき行動を示した「北京宣言及び行動綱領」を採択しました。

平成 12 (2000) 年には、国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」がニューヨークで開催され、北京で採択された「行動綱領」の実施状況が検討され、今後の行動目標が「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ(成果文書)」として採択されました。

平成 17 (2005) 年には、これらの行動綱領や成果文書の評価・見直しを目的とした「国連婦人の地位委員会(北京+10)」が開催され、10 項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。

平成 22 (2010) 年には、「国連婦人の地位委員会(北京+15)」が開催され、これまでの取組の確認と評価が行われました。

平成 23 (2011) 年には、既存のジェンダー関連の 4 つの国際機関が統合された「UN Women」(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)が発足しました。

2 日本の動き

日本における男女共同参画社会づくりは、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、国際社会における取組とも連動しながら進められてきました。

昭和 50 (1975) 年、国際婦人年の動きを受けて内閣総理大臣を長とする婦人問題企画推進本部を設置。昭和 52 (1977) 年には、メキシコシティの世界行動計画を受けて「国内行

動計画」を決定し、男女雇用機会均等法の制定、国籍法の改正、家庭科の男女共修などの国内法や制度などの整備を進め、昭和 60（1985）年に条約を批准しました。

平成 6（1994）年には、内閣総理大臣を本部長、本部員を全閣僚とする男女共同参画推進本部、及び男女共同参画審議会を設置。平成 8（1996）年には、男女共同参画社会の実現を目指す「男女共同参画 2000 年プラン」を本部決定しました。

平成 11（1999）年 6 月には、男女共同参画社会基本法が参議院・衆議院ともに全会一致で可決され、同年 6 月 23 日に施行されました。さらに、平成 17（2005）年には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。

平成 13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、平成 16（2004）年、平成 19（2007）年、平成 25 年（2013）年と三度にわたる改正で、内容が拡充されてきています。また、市町村に対しても、配偶者からの暴力の防止に関する基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されました。

平成 19（2007）年 12 月、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民一体となった取組が進められています。

平成 22（2010）年 12 月には、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定され、平成 32 年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも 30%とするなどの目標を織り込んだものになっています。

平成 27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されるなど男女共同参画社会づくりに向けた取組が進められています。

3 埼玉県の動き

埼玉県では、昭和 55（1980）年に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」、昭和 61（1986）年に「男女平等社会確立のための埼玉県計画」、平成 7（1995）年には 21 世紀を展望した女性行政の第 3 次総合計画となる「2001 彩の国男女共同参画プログラム」を策定しました。

平成 12（2000）年には、全国に先駆けて、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、この年の 10 月には、条例に基づく男女共同参画苦情処理機関を設置しました。

平成 14（2002）年には、第 4 次計画として平成 14（2002）年度から平成 23（2011）年度までの 10 年間を期間とする「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定するとともに、男女共同参画推進の総合的な拠点となる「With You さいたま（埼玉県男女共同参画推進センター）」を開設しました。

平成 18(2006)年には、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援までの施策を総合的に推進する体制を整え、取組を進めています。

平成 19 (2007) 年 2 月には、「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」の中間年にあたることから、計画の一部見直しを行っています。

平成 24 (2012) 年には、「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定し、ウーマノミクス課を設置するなど女性の就労支援に力を入れています。

4 草加市の取組

草加市では、昭和 57 (1982) 年に福祉部門に婦人行政担当を設け、女性の地位向上に向けた取組を始めました。昭和 60 (1985) 年には、草加市婦人問題協議会（のちに「草加市女性問題協議会」に改称）とともに、「草加市女性問題庁内連絡会議」を設置しました。

平成元 (1989) 年に第 1 期「草加市女性行動計画－男女共同参画社会を目指す草加プラン」、平成 8 (1996) 年に第 2 期「草加市女性行動計画－男女共同参画社会の実現をめざして」を策定、平成 11 (1999) 年には、「草加市男女共同参画行政推進会議」を組織し、庁内推進体制の整備を行いました。平成 12 (2000) 年には、市に管理が移管され、改装した草加市文化会館に男女共同参画の拠点施設の機能を位置付け、図書資料室を「草加市男女共同参画さわやかサロン」として活用を始めました。

平成 13 (2001) 年には、「草加市男女共同参画プラン 2001－暮らしを支えあう男女共同参画社会の実現をめざして」を草加市の男女共同参画社会の実現に向けた取組の指針として策定しました。

さらに、平成 16 (2004) 年 10 月 1 日、「草加市暮らしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」を施行しました。この条例は、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会づくりを、市民、事業者、市民団体、市が協力してつくっていくことを目指しています。

平成 18 (2006) 年 11 月には、「草加市暮らしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づき、平成 22 (2010) 年度までの 5 年間を計画期間とする「草加市男女共同参画プラン 2006」を策定し、男女共同参画社会づくりに向けた施策の総合的な取組を進めてきました。

平成 23 (2011) 年には、平成 27 (2015) 年度までの 5 年間を計画期間とする「草加市男女共同参画プラン 2011」を策定し、より統括的な男女共同参画社会づくりを進めるための取組を行ってきました。また、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を男女共同参画プランの中に位置づけ、平成 23 年 7 月からは配偶者暴力相談支援センターを設置するなどDV防止及び被害者の支援にも力を入れています。

3 計画の性格と位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づく、草加市が男女共同参画社会づくりの施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画です。策定に当たっては、国の「男女共同参画基本計画」及び埼玉県の「男女共同参画計画（埼玉県男女共同参画推進プラン）」を勘案するとともに、草加市の最高規範である、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の趣旨を尊重し、パートナーシップによるまちづくりを進めることを基本に策定します。

本計画中、基本方針6は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、本市の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」です。

本市の目指す都市像は、「第四次草加市総合振興計画基本構想」に示されている「快適都市～地域の豊かさの創出～」です。基本構想に基づき定められている「基本計画」は、本市が目指す快適都市を実現するための総合的な指針であり、本市のすべての施策は、基本計画に位置付けられています。

一方、男女共同参画社会は、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。男女共同参画社会づくりは「快適都市」に欠かすことのできない条件であり、本市のすべての施策の中で意識して総合的に取り組む必要がある課題です。

このような視点から、本計画は、基本構想・基本計画の中でも特に男女共同参画社会づくりと関係の深い施策や個別計画との関連付けを行い、意識的な取組を進めることを目指しています。

快適都市 ー草加ー

第四次草加市総合振興計画 基本構想・基本計画

《個別計画》

草加市人権施策推進基本方針

草加市生涯学習基本構想・基本計画

草加市次世代育成支援行動計画

草加市子ども・子育て支援事業計画

草加市地域福祉計画

草加市高齢者プラン

草加市障がい者計画・
草加市障がい福祉計画

そうか みんなで 健康づくり計画

草加市安全安心まちづくり行動計画



草加市男女共同参画プラン2016 くらしを支えあう男女共同参画社会の実現をめざして



- ☆草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例
- ☆男女共同参画社会基本法
- ☆草加市みんなでまちづくり自治基本条例

4 市民、事業者、市民団体との協働への期待

「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」は、前文で「男女共同参画社会を、市民、事業者、市民団体、市が協力してつくっていく」ためにこの条例を制定したことを宣言し、第4条から第7条の各条で、市民、事業者、市民団体、市の責務を規定しています。

市の責務は、男女共同参画社会づくりを進める施策を主要な施策として位置付け、総合的に作成し実行すること。市民、事業者、市民団体とともに男女共同参画社会づくりを進める計画をつくり、実行すること。男女共同参画社会づくりを進める施策を、国、他の地方公共団体などと連携して行うこと。教育、学習を充実させることの4つです。

このプランは、市の責務の一つとして策定したものであり、市の男女共同参画社会づくりについての基本的な計画です。しかし、男女共同参画社会づくりは、市だけでなく、市民、事業者、市民団体など市を構成する全員が協働して取り組むことが必要であることから、市の取組に加え、市民、事業者、市民団体に期待される取組例を示すこととしました。

市民の皆さんには、一人ひとりが草加市という地域社会を構成する最も基本的な立場にあることを自覚しつつ、男女共同参画社会づくりに関心を持ち、その意義と必要性を理解し、社会のあらゆる分野において自発的な取組を進めてくださることを期待いたします。

事業者の皆さんには、女性の管理職への積極的な登用や女性の従業員への資格取得等の支援を進めること、また、従業員が仕事と家庭を両立させ安心して業務に専念できるように育児・介護休業制度を充実し実際に活用されるようにするとともに、在宅勤務やフレックスタイム制度などを独自の制度として持ち活用を進める等、男女共同参画社会づくりに向けた取組を進めてくださることを期待いたします。

市民団体では日常の活動は主に女性が担っているにもかかわらず、会長などの役職は、ほとんどが男性ということがよく見られます。これは、「代表者は男性」という固定的な性別役割分担意識によるものと思われれます。男女共同参画社会づくりには、市民団体の活動やその組織体制においても固定的な性別役割分担意識にとらわれず、構成員一人ひとりの意欲と能力を十分に発揮できるようにすることが必要です。市民団体の皆さんには、男性と女性がともに責任を担い合う組織体制づくりを推進してくださることを期待いたします。

以上の例に加え、市民、事業者、市民団体の皆さんには、くらしを支えあう男女共同参画社会づくりに向け、主体的で、より積極的な取組を進めるとともに、本プランに掲げた市の男女共同参画社会づくりを進める施策に取り組んでいただけるよう期待します。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とします。

参 考	第1期草加市女性行動計画	平成 元年度～ 7年度	7年間
	第2期草加市女性行動計画	平成 8年度～ 12年度	5年間
	草加市男女共同参画プラン2001	平成 13年度～ 17年度	5年間
	草加市男女共同参画プラン2006	平成 18年度～ 22年度	5年間
	草加市男女共同参画プラン2011	平成 23年度～ 27年度	5年間
	草加市男女共同参画プラン2016	平成 28年度～ 32年度	5年間

この計画は、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じ見直しを行い、新たな施策や課題解決に向けた取組など常に改善を図っていきます。

第 2 章

計画の基本的な考え方

くらしを支えあう男女共同参画社会の実現をめざして

「男女共同参画社会」—それは、性別にかかわらずすべての人が個人として尊重され、個性や能力を発揮して豊かに生きることができる社会であり、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会です。

草加市では、平成16年（2004年）10月1日に「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」を施行し、市民、事業者、市民団体と市が協力し、責任を持って男女共同参画社会をつくっていくことを宣言しました。

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、法の下に平等であることは、基本的な人権の一つであり、わが国においても、男女平等の実現に向けて世界各国と連携しながら様々な取組を進めています。

しかし、私たちの身の回りでは、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的性別役割分担意識や社会的な慣行が依然として残っており、個人の生き方の自由な選択を妨げる原因となっています。さらに、雇用・就業などの分野における男女の格差は、女性の社会参画を妨げ家庭における責任を増大させる一方で、男性にも長時間労働を強いたり、介護や子育てを担う上での課題となったりしています。

また、性別による差別意識を一因とする配偶者等からの暴力などの深刻な人権侵害も大きな社会問題です。

このような課題の解決を目指す男女共同参画社会づくりを次の理念のもとに進めます。

基本理念

- 1 性別にかかわらず個人としての人権の尊重
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し
- 3 性別を問わず共同して参画できる機会の確保
- 4 家庭生活と仕事や地域活動などの両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6 国際的動向との協調

(草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例)

2 計画の基本方針

くらしを支えあう男女共同参画社会の実現を目指す基本理念のもとに、次の7つの基本方針を設定し推進します。

基本方針1 性別にかかわらず誰もが平等に生活できるまちづくり

男女共同参画社会づくりを進める上で最も大きな障害が「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される固定的性別役割分担意識です。この意識の基礎になっているのが長い歴史の中で作り上げられてきた社会制度や慣行です。これは、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画の視点で見たときに、性別による区別を明示していない場合でも、結果的に男女に中立に機能しない場合があります。

そのため、固定的性別役割分担意識の解消に向けて、地域や家庭などの生活の場における啓発活動や様々なメディア等における表現の見直し、そして、一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、支え合う環境を整備し、性別にかかわらず誰もが平等に生活できるまちづくりを進めます。

基本方針2 教育・学習の充実による男女共同参画の推進

男女共同参画社会実現の基礎となるのが教育・学習です。幼児教育や学校教育の場においては、すべての教育活動において性別にかかわらず一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、男女平等の人権意識を身につける教育活動を推進するとともに、教職員についても男女共同参画の研修を充実させます。

また生涯学習の場においては、「草加市生涯学習基本構想・基本計画」と連携し、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとらわれない市民意識の醸成を進めます。

基本方針3 あらゆる分野への女性の参画促進

社会の様々な分野における女性の参画は着実に進みつつあります。また、その中で指導的な役割を担う女性も徐々に増えてきています。しかし、その歩みは十分とは言えません。

そこで、市の政策・方針決定過程における男女共同参画の推進をはじめ、雇用などの分野における女性の人材活用の促進に努めます。

また、農業や商工自営業で女性が果たしている役割を十分に認識・評価し、男女が対等な立場で働けるように就労環境の整備を進めます。さらに、女性が能力を十分に発揮できるようにするための様々な支援を行い、あらゆる分野への女性の参画を促進します。

基本方針4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

少子・高齢化、核家族化、仕事のスタイルなどの変化が進行する中でこれまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することが求められています。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、関係機関や企業等とも連携し、これまでの働き方を見直す社会的な取組と啓発が必要です。また、多様なライフスタイルに対応した介護・子育て支援策の充実などの総合的な基盤整備を早急に進める必要もあり、これらの施策を、関連する子育てや福祉の個別計画と連携して推進します。

基本方針5 生涯を通じた女性の健康支援

男女が互いの身体的特性を理解し合い、人権を尊重しつつ相手を思いやる気持ちを持って生きていくことは、男女共同参画社会実現の前提です。特に女性については、子どもを産む・産まないにかかわらず、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じて男性とは異なる健康上の問題があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）」の視点から生涯を通じた健康のための総合的な施策を推進します。

また、「そうか みんなで 健康づくり計画」とも連携して、生涯を通じた男女の健康保持増進策を推進します。

基本方針6 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力を許さない社会づくりとあわせ、被害者の安全確保と自立支援を図り、配偶者等からの暴力を防止する推進体制を整備するとともに、セクシュアル・ハラスメント等、性に基づくあらゆる暴力の根絶対策を計画的に進めます。

基本方針7 計画の推進

様々な分野にわたる本計画を着実に推進していくために、行政の横断的な推進体制をはじめ、男女共同参画審議会、関係機関や市民団体、近隣自治体や県、さらには国等と連携したネットワークを確立・強化していきます。

また、本計画に定めた内容について定期的に評価を行い、達成・進捗状況を公表し、市民、事業者、市民団体の理解と協力の下に計画を推進していきます。

3 計画の主要な取組

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

（基本方針4－基本的な課題1－施策20、21）

女性の社会進出が進む中、男女が互いに協力しあい共に持っている力を発揮し、家庭と仕事、地域生活を両立できるような「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が求められています。

市民を対象としたアンケート調査（平成26年）の結果でも、男性・女性とも理想は「仕事と仕事以外の生活をバランスよく取りたい」と回答した方が多くなっている一方で、現実では男性の43.5%が「仕事優先の生活」、女性の30.5%が「家庭生活を優先した生活」を送っているなど、ワーク・ライフ・バランスの実現はできていません。

ワーク・ライフ・バランスの推進には、保育園や児童クラブの充実など女性の就業が継続できるような環境整備、男性の長時間労働などの働き方の見直しや職場や家庭内など社会全体の固定的性別役割分担意識の変化が求められており、それらの啓発を進めます。

2 市の政策・意思決定過程への女性の参画促進

（基本方針3－基本的な課題1－施策16）

国は、市町村の課長相当職に占める女性の割合を2020年までに、20%程度との目標を設定しています（※1）。社会全体で見ると、指導的地位に女性が占める割合は各分野において徐々に増加してきていますが、目標達成には相当の推進力が必要であるという課題も示されています。

本市においては、企業・事業所アンケート調査（平成26年）の結果で女性の管理職「0人」が50%を占め、「いる」と答えた企業でも「1人」が全体の17.9%を占めています。

また、草加市役所の女性管理職（課長以上（行政職））も、平成27（2015）年度で10.9%と増加傾向にありますが、国の目標とは大きな隔たりがあります。この課題の解決に向け、あらゆる分野において、政策・意思決定過程への女性の参画促進に努めます。

- ・市の審議会等における女性委員の比率40%以上の目標達成に向けた取組の推進
- ・市役所の女性管理職について、20%を目指す
- ・あらゆる分野において、女性が指導的な立場で活動できるように啓発活動を推進

3 配偶者等からの暴力防止対策の推進

(基本方針6ー 基本的な課題1～4 ー施策30～37)

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

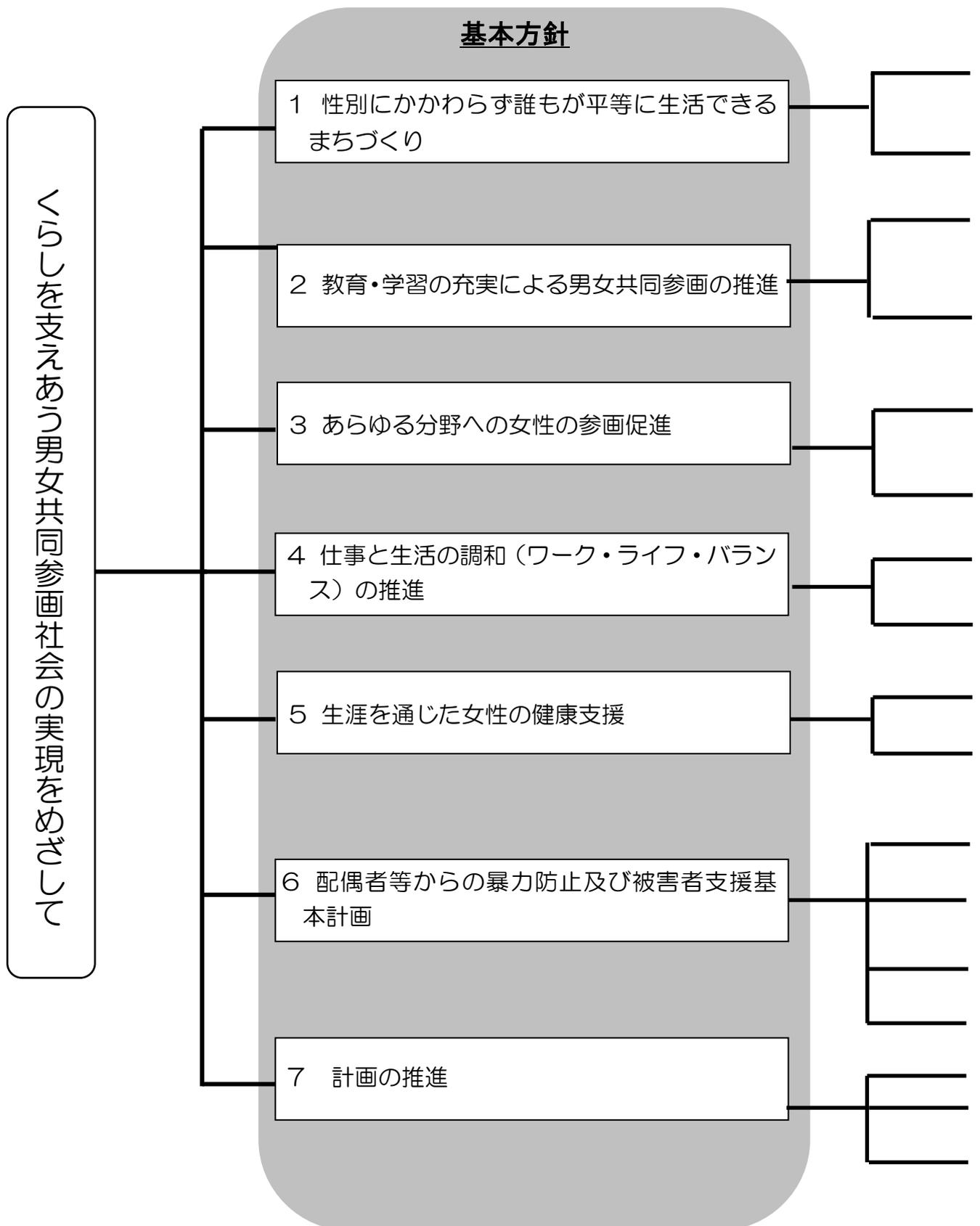
配偶者等からの暴力被害者のほとんどは女性です。これは、男女の固定的性別役割分担意識、体力・経済力の格差、上下関係など、今日の社会において男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題であり、男女共同参画社会づくりに向けて克服しなければならない大きな課題です。

本計画では、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」をプランに位置付け、配偶者等からの暴力防止対策の計画的な取組を進めます。

- ・ 配偶者等からの暴力被害者に対する支援の充実
- ・ 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進

※1 平成27年「第4次男女共同参画基本計画」

4 計画の体系図



基本的な課題

施策

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1 家庭における固定的性別役割分担意識の是正 2 地域活動における男女共同参画意識の啓発 3 男女共同参画の視点に立った表現の浸透
2 互いの人権を尊重し合い、支えあう環境づくり	4 危機管理における男女共同参画の推進 5 男女共同参画の視点からの国際理解・多文化共生の推進 6 「草加市人権施策推進基本方針」に基づく人権共生社会の形成推進
1 幼児教育・学校教育等における男女共同参画の推進	7 幼稚園、保育園、小学校などの連携による男女平等教育の充実 8 全教育活動における男女平等の実現 9 教育相談や生徒指導の充実 10 教師・職員への研修機会と情報提供の充実
2 男女共同参画社会づくりを進める生涯学習環境の充実	11 「第二次草加市生涯学習基本構想・基本計画」と連携した男女共同参画の推進 12 男女共同参画の視点に立った生涯学習活動の充実 13 男女共同参画の視点に立った公民館等事業の充実 14 男女共同参画の視点に立った図書館情報サービスの充実
1 市の政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	15 市の審議会等への女性の参画促進 16 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
2 女性の人材活用と均等な就労環境の確保、能力開発のための支援	17 就労の安定支援 18 自営業・農業等における男女共同参画経営の推進 19 団体・企業等における女性のための研修等の充実
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	20 ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し 21 ワーク・ライフ・バランスの実現のための基盤整備
2 多様なライフスタイルに対応した介護や子育て支援策の充実	22 高齢者福祉の推進 23 子育て支援の推進 24 地域福祉の推進 25 障がい者福祉の推進
1 妊娠・出産等に関する健康支援	26 乳幼児・妊産婦への健康支援 27 医療環境の充実
2 生涯を通じた男女の健康の保持増進	28 心と体の健康づくり 29 男女共同参画の視点に立ったスポーツ・レクリエーション活動の充実
1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり	30 配偶者等からの暴力についての市民への意識啓発 31 学校教育における意識啓発
2 配偶者等からの暴力被害者の安全確保と自立支援	32 配偶者等からの暴力相談機能の充実 33 配偶者等からの暴力被害者の安全確保 34 配偶者等からの暴力被害者の自立支援
3 配偶者等からの暴力防止推進体制の整備	35 連携と協力による配偶者等からの暴力防止対策の推進
4 その他、性に基づくあらゆる暴力の根絶	36 性に基づく暴力を許さないまちづくり 37 性別による差別的取扱いからの救済
1 男女共同参画プランの進行管理	38 男女共同参画プランの進行管理
2 男女共同参画の総合的な推進	39 男女共同参画の総合的な推進
3 男女共同参画拠点施設の整備	40 男女共同参画拠点施設の整備

第 3 章

施策の展開

施策の展開の見方

「草加市男女共同参画プラン2016」は、本市におけるまちづくりの基本的な指針である「第四次草加市総合振興計画基本構想・基本計画」との連携を図りました。そこで、各施策の中で、「草加市の取組」とともに、それぞれに対応する基本構想・基本計画の個別事業名と担当課を明記しました。

また、「草加市男女共同参画プラン2016」は、市の施策と取組に関する計画ですが、男女共同参画社会づくりは、市民、事業者、市民団体等、草加市を構成する皆さんの自発的な取組が大切です。そこで、各施策の次に市民、事業者、市民団体の皆さんの自発的な取組例を記しました。市民、事業者、市民団体の皆さんは、ここに記した取組例を参考に、家庭や職場、地域などくらしの様々な場で男女共同参画社会づくりに関心を持ち、取り組んでいただきたいと思います。

「草加市の取組」に対応する、草加市総合振興計画基本構想・基本計画に基づく個別事業
()内はその事業の主な担当課

施策1 家庭における固定的性別役割分担意識の是正

(施策の方向)

一人ひとりの生き方が多様化する中で、女性も男性も共に家族の一員としての責任を平等に担うことが大切になっています。特に男性については、従来の職場中心の働き方・ライフスタイルから、育児・介護などの家庭生活に主体的にかかわっていき、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発や実践的な技術の習得に向けた支援を行います。

「男女共同参画プラン2016」における市の取組

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 固定的性別役割分担意識を見直すための各種講演会、講座の開催 ☆ 性別にとらわれない子育て等について学習する機会の提供 ☆ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画社会推進・支援事業 (人権共生課)

市民、事業者、市民団体の皆さんに期待される取組例

市民や市民団体の自発的な取組例

- ☆ 家事や育児・介護などについて家族みんなで話し合う。
- ☆ 男性も家事や育児・介護などを積極的に分担する。
- ☆ 男性も女性も家庭生活に必要な知恵や実践力を身につける。

基本方針1

性別にかかわらず誰もが平等に生活できるまちづくり

基本的な課題1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- 施策
- 1 家庭における固定的性別役割分担意識の是正
 - 2 地域活動における男女共同参画意識の啓発
 - 3 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

基本的な課題2 互いの人権を尊重し合い、支えあう環境づくり

- 施策
- 4 危機管理における男女共同参画の推進
 - 5 男女共同参画の視点からの国際理解・多文化共生の推進
 - 6 「草加市人権施策推進基本方針」に基づく人権共生社会の形成推進

基本的な課題 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

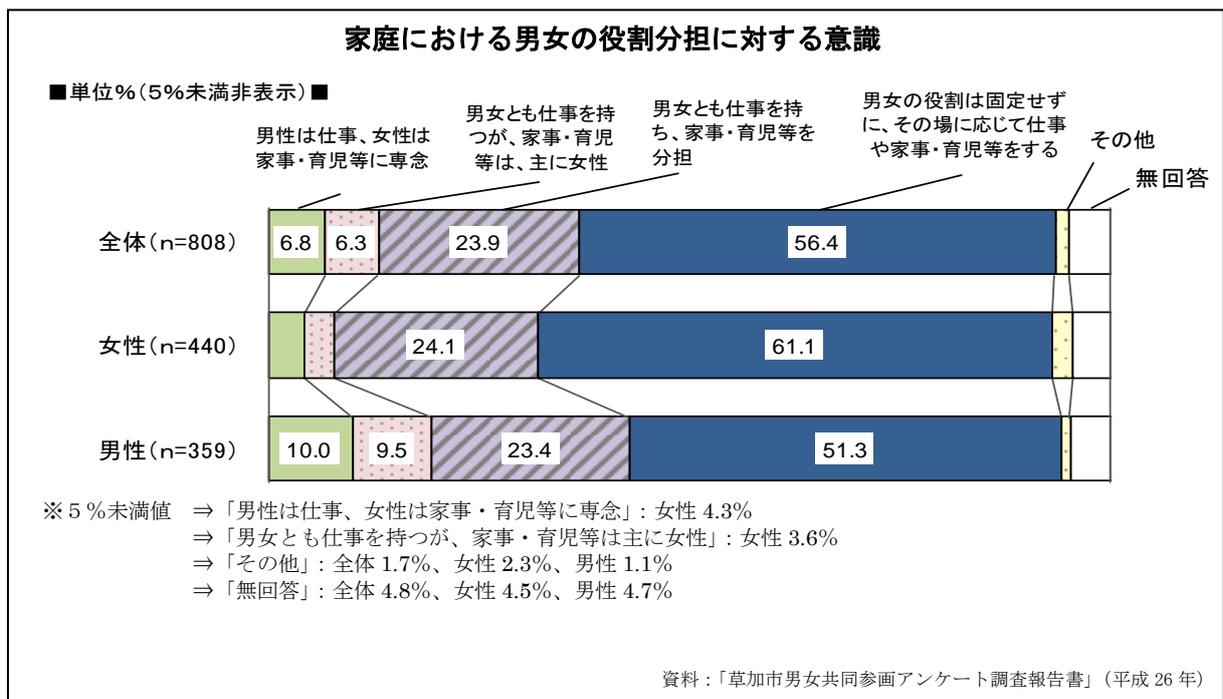
【現状と課題】

女性も男性も性別にかかわらず、一人の人間として、自己の能力、適性、努力によって平等に生き方を選択し、実現していける社会が男女共同参画社会です。

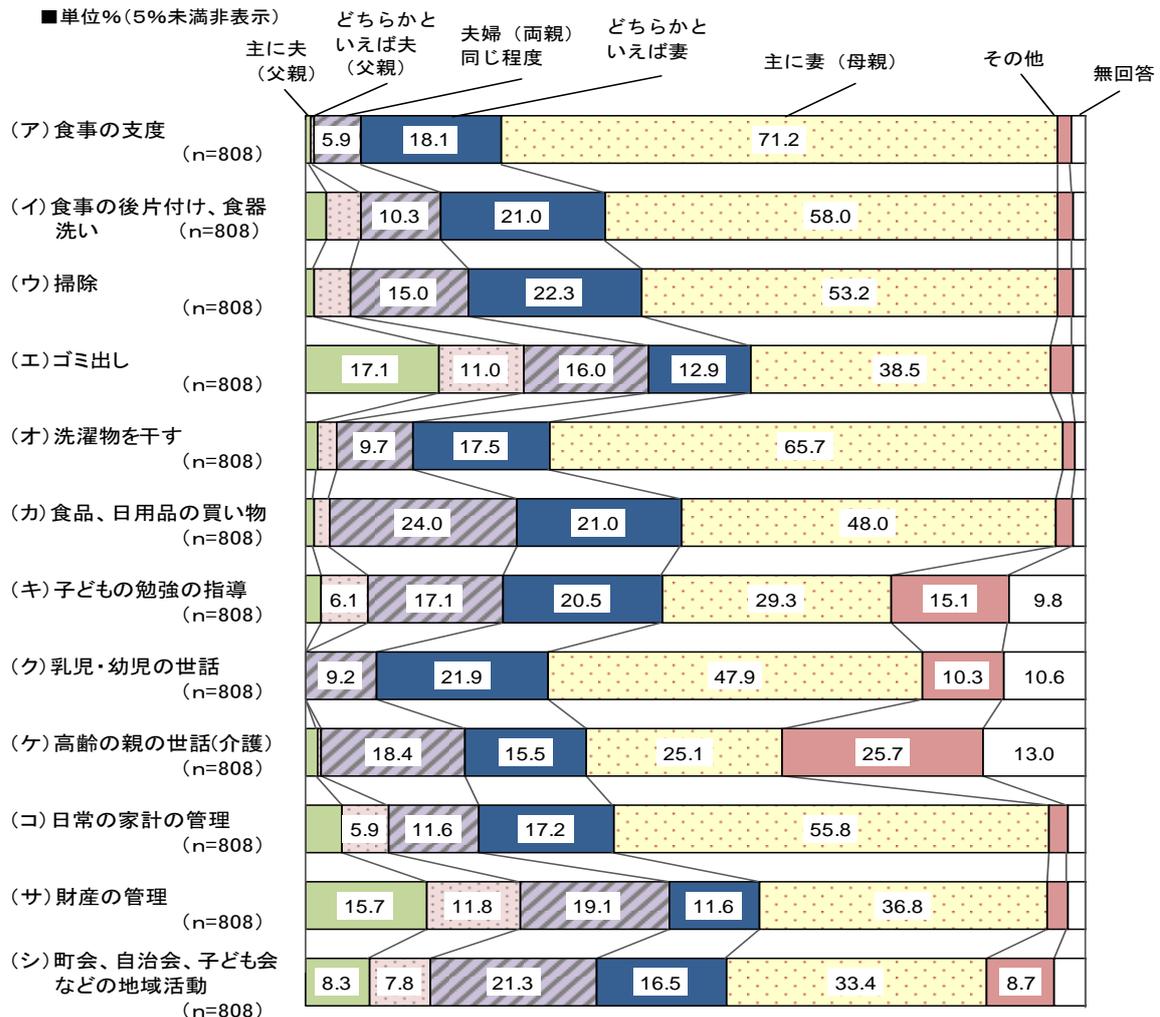
平成 26 年度に実施した「草加市男女共同参画アンケート調査」（本書中では以降、「アンケート調査」と表記します）の結果では、家庭における男女の役割分担に対する意識について、「男性は仕事、女性は家事・育児等に専念するのがよい」という回答は 1 割未満ですが、家庭における男女の役割分担の実際的な状況では、いずれの項目でも負担割合は女性の方が多くなっていることから家事育児等が女性の役割になっていることがうかがえます。また、地域活動に関する項目では、5 割が「参加している活動はない」と答えるなど前回調査と比較すると地域活動への参加が減少しています。男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが基本的な生活の場である家庭や地域において、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を持つことが必要です。

特に、地域活動において、参加者は女性の方が割合が高いにもかかわらず、代表の大半は男性という現状があり、女性がリーダーとなるような人材育成や環境づくりを進めることが課題です。

さらに、現代社会における様々なメディアの急速な発展は、私たちの意識と生活に大きな影響を与えています。男女共同参画の視点から問題のあるメディアの表現についても、検討し対策を図っていくことが必要です。



家庭における男女の役割分担の状況



※ 5%未満値 ⇒ 「主に夫」: (ア) 0.7%、(イ) 2.8%、(ウ) 1.2%、(オ) 1.6%、(カ) 1.2%、(キ) 2.1%、(ク) 0.1%、(ケ) 1.6%、(コ) 4.8%
 ⇒ 「どちらかといえば夫」: (ア) 0.5%、(イ) 4.3%、(ウ) 4.7%、(オ) 2.5%、(カ) 2.0%、(ク) 0.0%、(ケ) 0.6%
 ⇒ 「その他」: (ア) 1.7%、(イ) 1.9%、(ウ) 1.9%、(エ) 2.8%、(オ) 1.6%、(カ) 2.1%、(コ) 2.4%、(サ) 2.6%
 ⇒ 「無回答」: (ア) 1.9%、(イ) 1.6%、(ウ) 1.7%、(エ) 1.7%、(オ) 1.5%、(カ) 1.6%、(コ) 2.2%、(サ) 2.5%、(シ) 4.1%

資料: 「草加市男女共同参画アンケート調査報告書」(平成 26 年)

施策 1 家庭における固定的性別役割分担意識の是正

(施策の方向)

一人ひとりの生き方が多様化する中で、女性も男性も共に家族の一員としての責任を平等に担うことが大切になっています。特に男性については、従来の職場中心の意識・ライフスタイルから、家事・子育て・介護などの家庭生活に主体的にかかわっていただけるよう、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発や実践的な技術の習得に向けた支援を進めます。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ 固定的性別役割分担意識を見直すための各種講演会、講座の開催 ☆ 性別にとらわれない子育て等について学習する機会の提供 ☆ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進	○ 男女共同参画社会推進・支援事業 (人権共生課)

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆ 家事や育児・介護などについて周囲の人と話し合う。
- ☆ 男性も家事や育児・介護などを積極的に分担する。
- ☆ 男性も女性も家庭生活に必要な知恵や実践力を身につける。

施策2 地域活動における男女共同参画意識の啓発

(施策の方向)

町会や自治会などの地縁活動、まちづくりやコミュニティ活動の場、その他様々な地域活動が多く、市民の参加で進められています。これらの活動は、草加市が平成16年6月に制定した市の最高規範である「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」に掲げた、市民自治を基本としたパートナーシップによるまちづくりにつながっています。このようなまちづくり活動に、様々な立場の市民が男女共同参画を進める方向で協力して主体的に取り組めるよう、環境整備や意識啓発を進めます。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 町会・自治会など地縁活動の場での男女共同参画に関する意識啓発の推進 ☆ まちづくりや地域コミュニティ活動の場での男女共同参画に関する意識啓発の推進 ☆ 地域活動における男女共同参画の積極的な推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町会・自治会活動促進事業 ○ 地区まちづくり推進事業 ○ コミュニティセンター管理事業 ○ 市民活動促進事業 ○ 男女共同参画社会推進・支援事業 <p style="text-align: right;">(みんなでまちづくり課) (人権共生課)</p>

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆ 男性はリーダー、女性はサポートと男女の役割を固定的にとらえず、一人ひとりの個性や能力、意欲を生かした役割分担をする。
- ☆ まちづくりに関心を持ち、町会や自治会活動に積極的にチャレンジしてみる。
- ☆ 「お互い様」「近所づきあい」などを大切に、地域コミュニティに関心を持つ。

施策3 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

(施策の方向)

メディアの発達は、生活の利便性を向上させましたが、反面、まだ固定的性別役割分担意識や性差別を助長したり、暴力や性の商品化を示唆する内容が見られます。メディアや市の各種刊行物等における表現や内容を検討し、男女共同参画の意義が明確に伝わるようにします。

また、多様な情報を適切に活用できるよう、「メディア・リテラシー」(メディアの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力)の向上のための啓発や学習機会の提供等、支援を進めます。

インターネット等についても表現が社会の意識形成に与える影響が大きくなる中、男女共同参画の視点から特に女性や子どもの人権を侵害するような内容に対して対策を図るとともに啓発を進めます。

草加市の取組	基本計画の個別事業(担当課)
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 男女共同参画に関する「表現ガイド」の作成と普及 ☆ メディアや市の各種刊行物等における男女共同参画の視点からの表現の点検 ☆ メディア・リテラシー向上のための啓発や学習情報の提供 ☆ 男女共同参画の視点に立ったインターネットの利用方法についての啓発活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画社会推進・支援事業 (人権共生課)

市民に期待される取組例

- ☆ メディア・リテラシーを身に付けるようにする。
- ☆ インターネットなどの活用にあたっては、女性や子どもの人権を侵害しないように十分配慮する。
- ☆ インターネットを利用する際に他人の人権を侵害する恐れがないかよく考える。

事業者期待される取組例

- ☆ 各種刊行物について、一方の性別のみをイメージとして使用するなどステレオタイプ※を植え付けるような表現を使用しないなど男女共同参画の視点に立った適切な表現となるように配慮する。
- ※固定的な概念やイメージ

基本的な課題2 互いの人権を尊重し合い、支えあう環境づくり

【現状と課題】

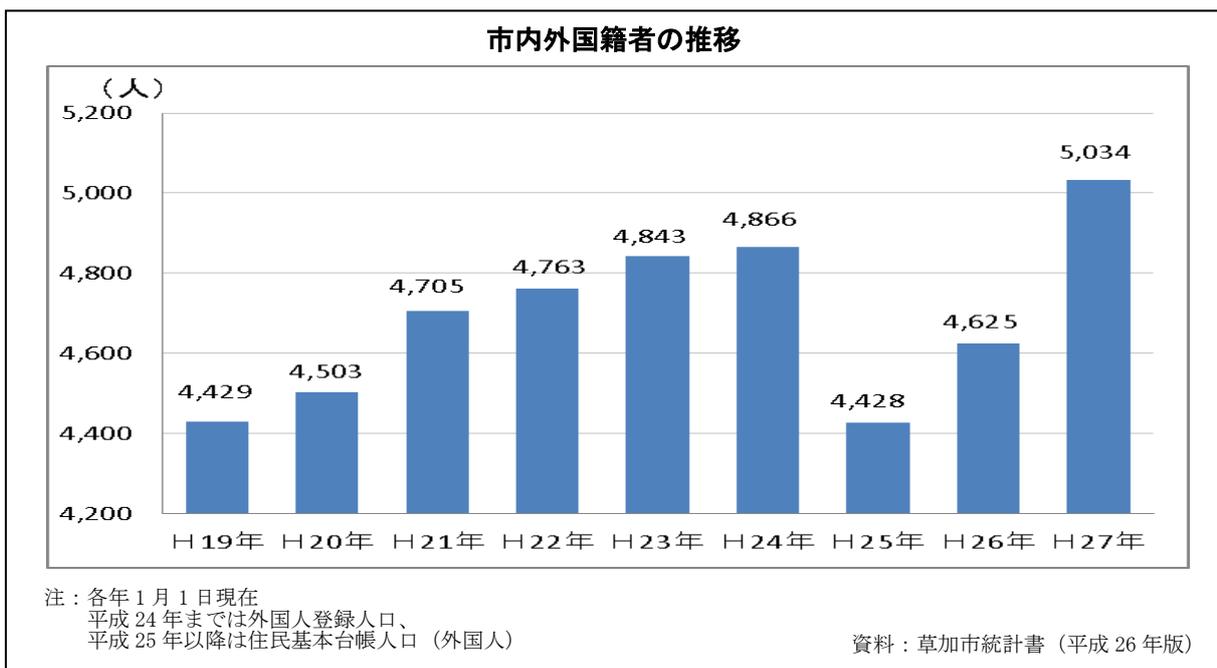
災害時には、被災した家財道具の片付けや家族の安否の確認など家庭でやらねばならないことが増大します。そして、その作業の多くが女性に集中することなどの問題が明らかになっています。しかし、現実には防災組織や危機管理組織などにおいて指導的な役割を女性が担うことは少なく、男女のニーズや性差の違いに配慮した防災や災害復興体制の整備が課題となっています。

また、本市では外国籍市民をはじめ、様々な人権課題を抱える人たちの人権を保障し、交流や協働を通じて共に生きる人権共生社会の形成を目指しています。このため、草加市役所内に平成15年4月、国際相談コーナーを設置するとともに、平成18年3月には「草加市人権施策推進基本方針」を定め人権施策の推進に努めてきました。

国籍や性別にとらわれず誰もが安心して生活できる多文化共生社会をつくることは、男女共同参画の視点からも必要な課題です。家族で草加市に住む外国籍市民や国際結婚をしている夫婦が増加しています。

本市には、5,034人（平成27年1月1日現在）の外国人登録者がいます。そのうち、女性は2,850人で56%を占めています。外国籍市民の中でも女性は、言葉や文化、価値観などの違いに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれるという課題を抱えています。

男女の性別にかかわらず市民全員が人権尊重の意識を高め、互いの人権を尊重し合い、支えあう環境づくりを進め、差別のない人権共生社会を形成することは男女共同参画社会づくりにおいても重要な課題です。



施策4 危機管理における男女共同参画の推進

(施策の方向)

男女共同参画の視点から、男性が中心となりがちな防災などの危機管理活動への女性の参画を促進するとともに、被災・災害復興時における性差に配慮した防災・危機管理体制を整備します。

また、日頃の防災訓練などにおける男女共同参画を進めます。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ 被災・災害復興時における性差に配慮した、防災・危機管理体制の整備	○ 危機管理体制整備事業
☆ 自主防災組織などが実施する防災訓練などにおける男女共同参画の推進	○ 自主防災活動等推進事業 (危機管理課)

市民に期待される取組例

- ☆ 防災訓練などで、炊出しは女性など役割が性別で固定化しないよう配慮する。
- ☆ 更衣室など性差に配慮した避難所運営などを日頃から地域で考える。

事業者期待される取組例

- ☆ 性差に配慮するとともに、男女が共に取り組む危機管理、防災対策を行う。

施策5 男女共同参画の視点からの国際理解・多文化共生の推進

(施策の方向)

複合的に困難な状況におかれがちな外国籍の女性に対して、その状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、国籍や性別にとらわれず誰もが安心して生活できる多文化共生社会をつくるため、日常的な交流の場を提供します。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ 外国籍市民との日常的な交流機会の創出	○ 国際交流事業（文化観光課）
☆ ことばや文化の違いに配慮したサービスの提供	○ 多文化共生事業（人権共生課）
☆ ことばや文化の違いを越えて気軽に相談できる体制の整備	

市民に期待される取組例

- ☆ 外国籍市民との交流や異文化体験の場に参加する。
- ☆ 日本とは異なる文化や生活習慣を理解するとともに、日本での生活に必要なことを伝えるように努力する。

施策6 「草加市人権施策推進基本方針」に基づく人権共生社会の形成推進

(施策の方向)

21世紀は、人権の世紀と言われ人権擁護への期待が非常に大きくなっています。本市においても、「草加市人権施策推進基本方針」に基づき、大人も子どもも性別にかかわらず市民一人ひとりがお互いの個性を認め合い、能力を十分に発揮でき、自立して充実した生き方ができる「人権共生社会」を築いていきます。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ 交流及び協働促進によるともに生きる社会づくり ☆ 自立に向けての支援体制・人権救済制度の充実 ☆ 人権擁護委員協議会による人権相談や人権啓発の充実	○ 人権啓発事業（人権共生課）

市民に期待される取組例

- ☆ 様々な人権課題に関心を持ち、人権意識を高められるよう講座などに積極的に参加する。
- ☆ 人権侵害や差別を見逃さず、声を上げていくようにする。

事業者期待される取組例

- ☆ 従業員が人権課題に関心を持ち、人権意識を高めるように研修を行う。
- ☆ 従業員が職場内でのハラスメント（嫌がらせ）など人権問題について声をあげられるような環境を整える。

基本的な課題 1 幼児教育・学校教育等における男女共同参画の推進

- 施策 7 幼稚園、保育園、小学校などの連携による男女平等教育の充実
- 8 全教育活動における男女平等の実現
- 9 教育相談や生徒指導の充実
- 10 教師・職員への研修機会と情報提供の充実

基本的な課題 2 男女共同参画社会づくりを進める生涯学習環境の充実

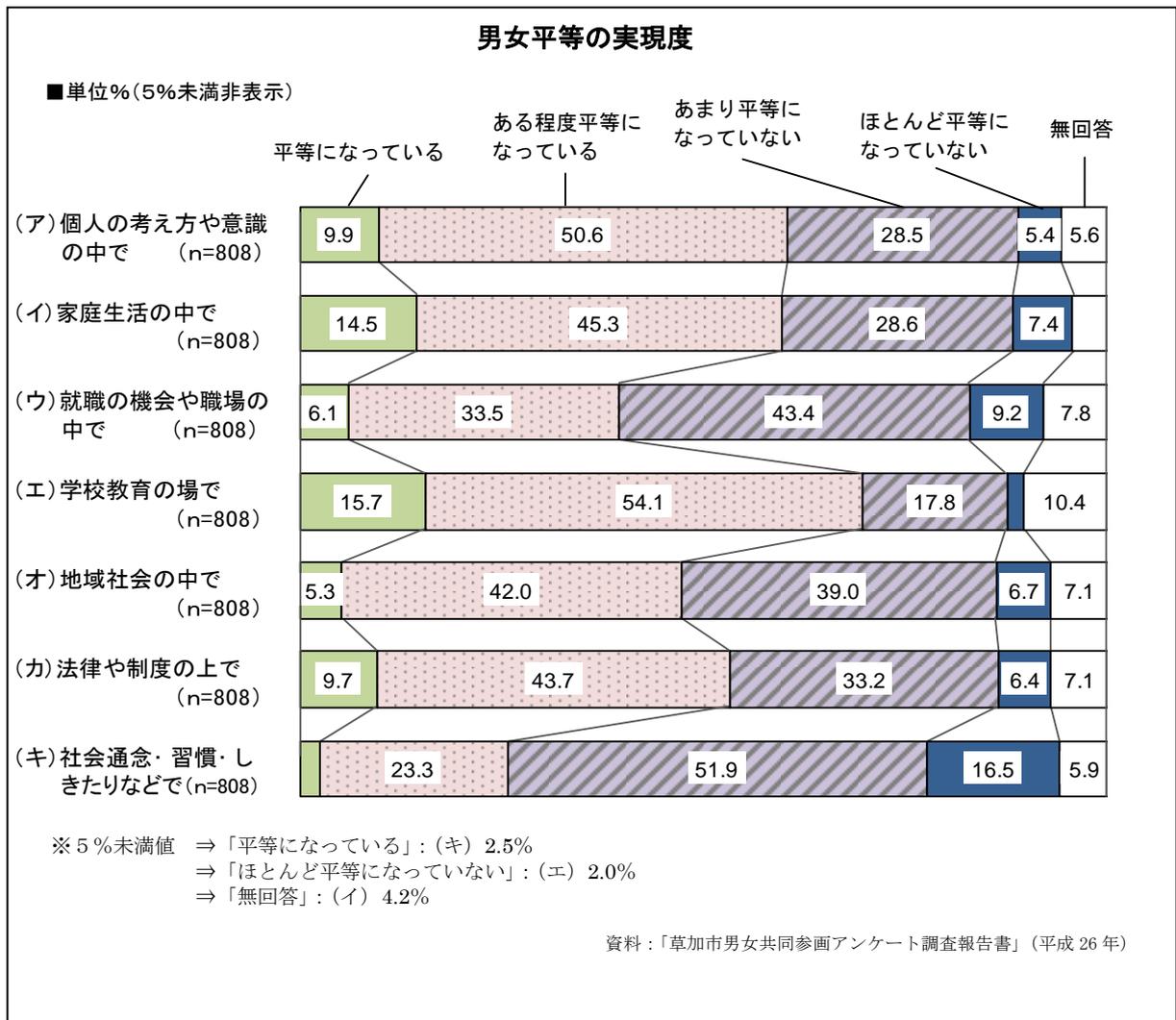
- 施策 11 「草加市生涯学習基本構想・基本計画」と連携した男女共同参画の推進
- 12 男女共同参画の視点に立った生涯学習活動の充実
- 13 男女共同参画の視点に立った公民館等事業の充実
- 14 男女共同参画の視点に立った図書館情報サービスの充実

基本的な課題 1 幼児教育・学校教育等における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会づくりの基礎となるのが、教育・学習です。幼児教育・学校教育の全教育活動において人権の尊重や男女平等、男女相互の理解と協力の重要性を学び、自然に身に付けることは、固定的性別役割分担意識にとらわれない人格を形成する上でも重要です。本市では、小学校入学式の名簿から男女混合の名前順で提示する等、男女平等の意識付けを図ってきました。また、教職員に対しても男女共同参画についての研修へ参加を促し、指導力の向上を図ってきました。

アンケート調査の結果でも、「学校教育の場で男女平等が実現されている、ある程度実現されている」との答えは約70%と最も高くなっています。この方向をさらに前進させるために、今後も、引き続き男女平等教育を進める必要があります。



施策7 幼稚園、保育園、小学校などの連携による男女平等教育の充実

(施策の方向)

幼稚園、保育園、小学校等と連携しながら、男女平等及び個性尊重の意識が身につくよう、児童の学習内容や方法の充実を図ります。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ 幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携による男女平等教育の充実・推進	○ 子ども教育連携推進事業 (子ども教育連携推進室)

市民に期待される取組例

- ☆ 幼稚園、保育園、小学校などの活動で必要以上に男女の区別をしない。

施策8 全教育活動における男女平等の実現

(施策の方向)

すべての教育活動において、性別にとらわれない、個人の尊厳を基本とした人権尊重教育を進め、子どもたち一人ひとりに人権尊重の意識を育てます。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ 男女平等教育の充実	○ 学校人権教育推進事業 } (指導課) ○ 豊かな心推進事業
☆ 男女の性差に配慮した人権尊重教育の推進	
☆ 国際理解教育の推進	

市民に期待される取組例

- ☆ 子どもの個性と能力を育む、性別にこだわらない子育てについて学習・実践をする。
- ☆ PTAや子どもを守る活動に男女を問わず参加する。

施策 9 教育相談や生徒指導の充実

(施策の方向)

児童・生徒一人ひとりが、性別にとらわれず個性に応じた生き方を選択できるように、教育相談や生徒指導、進路指導を行います。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ 男女平等を意識した生徒指導や進路指導の充実	○ 生徒指導推進事業（指導課） ○ 教育相談充実事業（教育支援室）

市民に期待される取組例

☆ 子どもたちが「男の子だから」、「女の子だから」と性別にとらわれず、個性と能力を發揮できるように見守る。

施策 10 教師・職員への研修機会と情報提供の充実

(施策の方向)

児童・生徒一人ひとりの豊かな人格形成に資するため、男女共同参画や男女平等についての職員研修を充実させ、教師・職員の指導力向上を図ります。

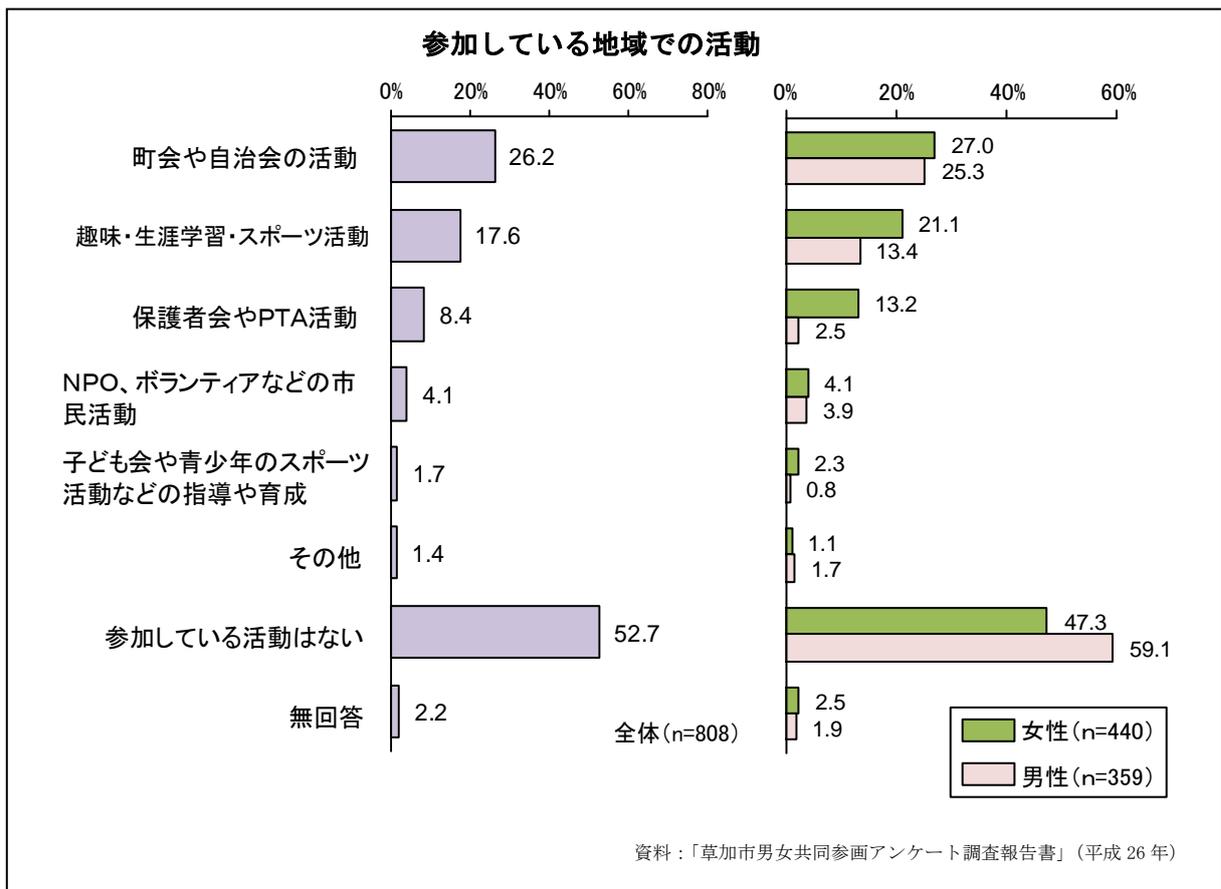
草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ 男女共同参画や男女平等についての教職員研修の充実	○ 教職員研修推進事業（指導課）

基本的な課題2 男女共同参画社会づくりを進める生涯学習環境の充実

【現状と課題】

男女共同参画の推進には、生涯学習が大きな役割を担っています。平成20年度に策定した「第二次草加市生涯学習基本構想・基本計画」でも、現代的課題に関する学習機会の一つとして「男女共同参画社会の形成」を施策に位置付け、「性別にかかわらず、市民一人ひとりが意欲に応じて能力と教養を高めることのできる地域社会が求められています。男女の固定的な役割分担意識の是正に努め、男女とも仕事と家庭生活、地域活動がバランスよく両立できる環境づくりが必要です。」と記載されています。

これまでも、公民館をはじめ生涯学習の様々な機会を通して、男女共同参画に関する学習の場づくりや図書館における資料の提供などを行ってきましたが、今後も生涯学習の場において継続的、意図的に男女共同参画に関する学習機会や情報提供の充実を図っていくことが男女共同参画社会づくりにとって重要な課題です。



施策 11 「草加市生涯学習基本構想・基本計画」と連携した男女共同参画の推進

（施策の方向）

「草加市生涯学習基本構想・基本計画」と「草加市男女共同参画プラン2016」を連携させて、男女平等や男女共同参画について学ぶための多様な機会を提供できるよう、生涯学習推進体制の整備充実を図ります。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ 男女共同参画を進める生涯学習の条件整備	○ 生涯学習推進体制整備事業 (生涯学習課)

施策 12 男女共同参画の視点に立った生涯学習活動の充実

（施策の方向）

関係機関・団体と連携しながら、市民一人ひとりが自主的かつ継続的に学習する機会を提供し、女性の社会参画や能力開発を支援します。また、草加市独自の高年者の生涯学習と憩いの場、性別にとらわれない世代間交流の場として定着している平成塾についても、一層の充実を図ります。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ 男女共同参画に関する学習の場（講座、講演会など）づくり	○ 社会人権教育推進事業
☆ 男女共同参画に関する生涯学習活動への支援	○ 大学公開講座等推進事業
☆ 女性の社会参画や能力開発を支援する学習機会の提供	○ そうか市民大学運営事業
☆ 平成塾の充実	○ 平成塾設置・管理運営事業 (生涯学習課)

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆ 男女共同参画に関する学習の場に参加して学習する。
- ☆ 男性も生涯学習活動に積極的に参加する。
- ☆ 生涯学習活動における役割が性別により固定化されないよう配慮する。

施策 13 男女共同参画の視点に立った公民館等事業の充実

(施策の方向)

市民の生涯学習の場である、公民館・文化センターにおける様々な学習機会を充実させ、男女共同参画についての正しい理解と認識を深めます。また、公民館・文化センター活動を通して女性活動団体の育成と支援に努めます。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 公民館の講座等における男女共同参画学習の推進 ☆ 公民館活動における男女共同参画の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館等事業 (中央公民館、柿木公民館、新田西文化センター、谷塚文化センター、川柳文化センター、新里文化センター)

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆ 男女共同参画を進める公民館活動などに参加する。

施策 14 男女共同参画の視点に立った図書館情報サービスの充実

(施策の方向)

中央図書館の男女共同参画コーナー、図書資料の貸出しやレファレンスサービスなどを通して、男女共同参画に関する情報を誰もが活用できるようにします。また、図書資料の充実や公民館、学校図書室及び大学図書館との連携にも努めます。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 男女共同参画コーナーの充実 ☆ 各種資料のレファレンスサービスの実施 ☆ 関係する図書館等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館情報サービス・管理運営事業 (中央図書館)

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆ 中央図書館の男女共同参画コーナーを活用する。

基本方針3

あらゆる分野への女性の参画促進

基本的な課題1 市の政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

- 施策 15 市の審議会等への女性の参画促進
- 16 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

基本的な課題2 女性の人材活用と均等な就労環境の確保、能力開発のための支援

- 施策 17 就労の安定支援
- 18 自営業・農業等における男女共同参画経営の推進
- 19 団体・企業等における女性のための研修等の充実

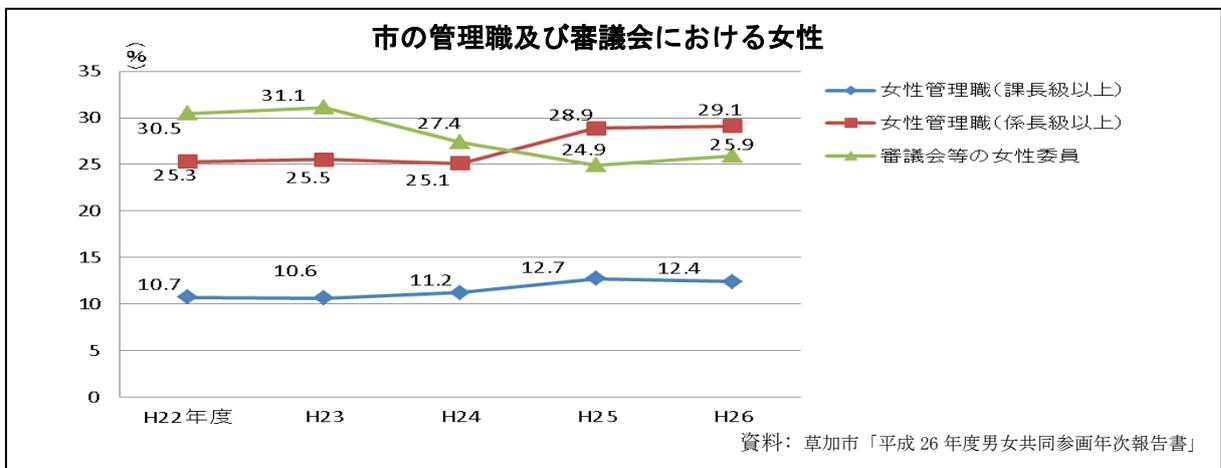
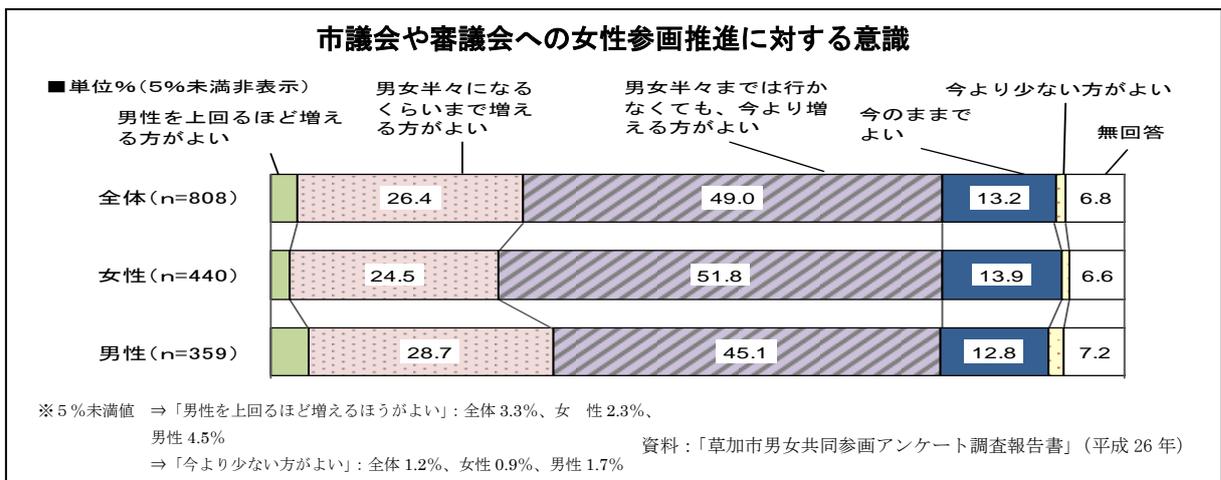
基本的な課題 1 市の政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

【現状と課題】

市の政策・方針決定過程における男女共同参画の推進は、市全体で男女共同参画を進めるために必要な条件です。アンケート調査で市議会議員や審議会委員など政策決定の場に女性の参画が少しずつ増えてきていることについて、全体の約8割が「今よりも女性の参画が進む方がよい」と答えています。

しかし、本市の審議会等における女性委員の割合は、ここ数年30%から減少傾向にあり「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」が定める「審議会などの委員の性別の比率を一方が4割を下回らない」という目標の達成には程遠い現状です。また、市役所の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、10%台と増加傾向にあります。しかし、約半数を占める女性職員の人数から考えるとその割合はまだまだ高いとは言えません。

審議会等の女性委員割合の目標達成を目指すとともに、市役所の女性管理職についても国が目標とする「2020年20%」の達成を目指します。



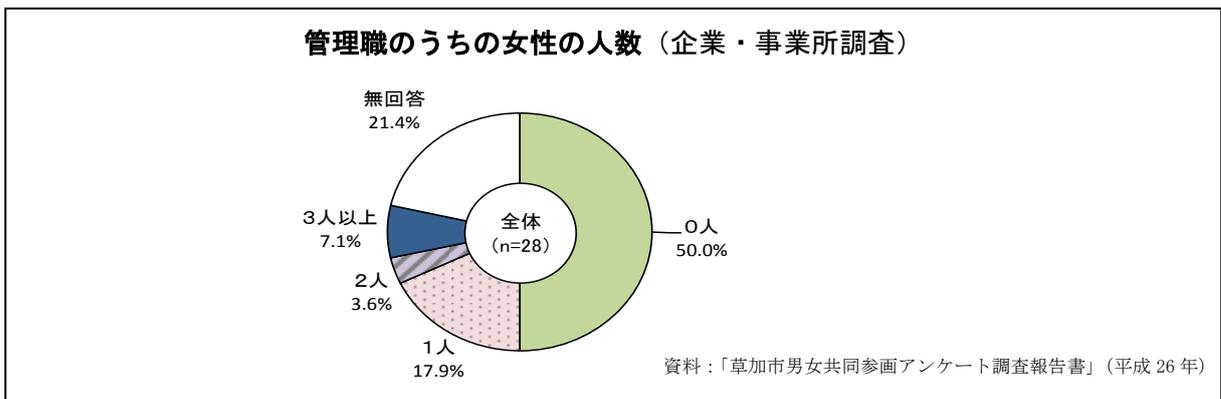
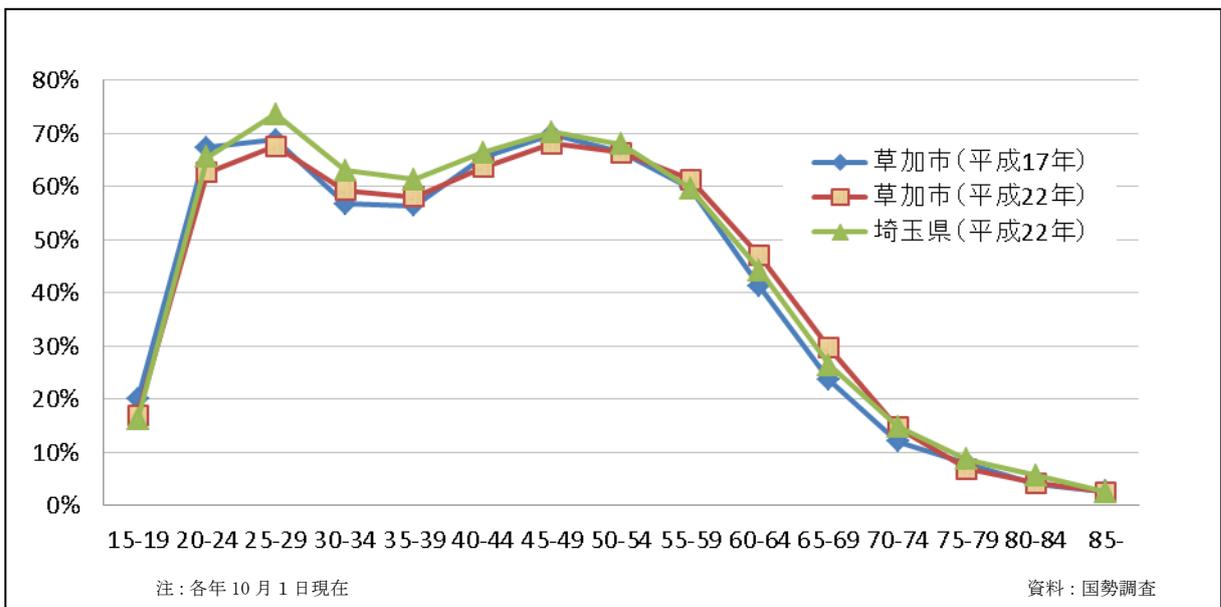
基本的な課題2 女性の人材活用と均等な就労環境の確保、能力開発のための支援

【現状と課題】

子どもができて継続就業を望む人は増えており、草加市の30代の女性の労働力率は5年前の調査と比べ上がってきています。しかし、仕事との両立の困難さから結婚・出産を機に退職せざるを得ない人も多く、女性は男性より非正規雇用の対象になりやすいのが現状です。賃金格差も、徐々に縮小してきているとは言え、一般労働者のレベルでも男性の約7割と依然として大きな格差があります。

雇用などの分野における女性の潜在的人材の活用と均等な就労環境の確保は、働きたい人が性別にかかわらず、その能力を発揮できる社会づくりにつながるものであり、草加市全体の活性化という面でも重要な課題と言えます。

採用時から始まって、職場における雇用管理、そして定年退職に至るまで、両性が平等な機会を与えられ、その意欲と能力に応じて公正・公平な待遇を与えられるようにすることが必要です。また、自営業や農業の場で働く女性については、「家族経営協定」の締結の促進・支援なども含め、経営参画を図っていくことも必要です。



施策 17 就労の安定支援

(施策の方向)

就労における男女の均等な機会と公正な処遇を確保できるよう、関連法等の周知・徹底を図ります。また、妊娠や出産をサポートし女性の就業継続や再就職を進めるため、職業能力の開発講座等の開催と学習機会の紹介、就労情報の提供や相談、スキルアップを支援します。また女性起業家の育成に向けた支援を行います。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ 男女雇用機会均等法などの周知	○ 男女共同参画社会推進・支援事業 (人権共生課)
☆ 女性の職域拡大・雇用の促進	○ 就労の安定支援事業 (くらし安全課課)
☆ 労働評価の適正化の促進	○ 創業支援事業 (産業振興課)
☆ 就労に関する情報の提供	
☆ 労働セミナー、能力開発セミナーなどの実施と学習情報の提供	
☆ 起業に向けた知識や手法に関する情報提供	

市民に期待される取組例

- ☆ 男女を問わず能力開発や新しいジャンルの仕事にチャレンジしてみる。

事業者期待される取組例

- ☆ 就労の継続や再就職を希望する女性に配慮した職場環境をつくる。

施策 18 自営業・農業等における男女共同参画経営の推進

(施策の方向)

男女共同参画経営を推進するため、家族農業経営に携わる各世帯員があいまいになりがちな就業条件について話し合い、家族従業員として果たしている役割を適正に評価されるよう、啓発に努めます。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ 家族経営協定の推進 ☆ 農業委員会委員等への啓発	○ 都市農業育成・共生支援事業 (産業振興課)

市民に期待される取組例

☆ 家族経営協定の取り決め推進などにより、女性も農業経営の主体になることを目指す。

コラム

column

家族経営協定とは？

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できることをめざし、経営方針や役割分担、労働報酬などの就業条件など家族みんなにとって働きやすい就業環境について十分な話し合い、取り決めることです。

施策 19 団体・企業等における女性のための研修等の充実

(施策の方向)

団体等の委員、長への女性登用促進の働きかけ、及び職場における女性の資質と能力の向上のため、意識啓発等の資料の配布や講演会の開催、研修機会の充実を図ります。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ 女性のための研修・セミナー等の充実 ☆ 意識啓発等の資料の配布	○ 就労の安定支援事業（くらし安全課） ○ 男女共同参画社会推進・支援事業 (人権共生課)

市民に期待される取組例

☆ 女性のための研修・セミナー等の機会を活用する。

事業者に期待される取組例

☆ 男女の性別にかかわらず、研修等に均等に参加できるようにする。

基本方針4

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

基本的な課題1 仕事と生活の調和の実現

- 施策 20 ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し
- 21 ワーク・ライフ・バランスの実現のための基盤整備

基本的な課題2 多様なライフスタイルに対応した介護や子育て支援策の充実

- 施策 22 高年者福祉の推進
- 23 子育て支援の推進
- 24 地域福祉の推進
- 25 障がい者福祉の推進

基本的な課題 1 仕事と生活の調和の実現

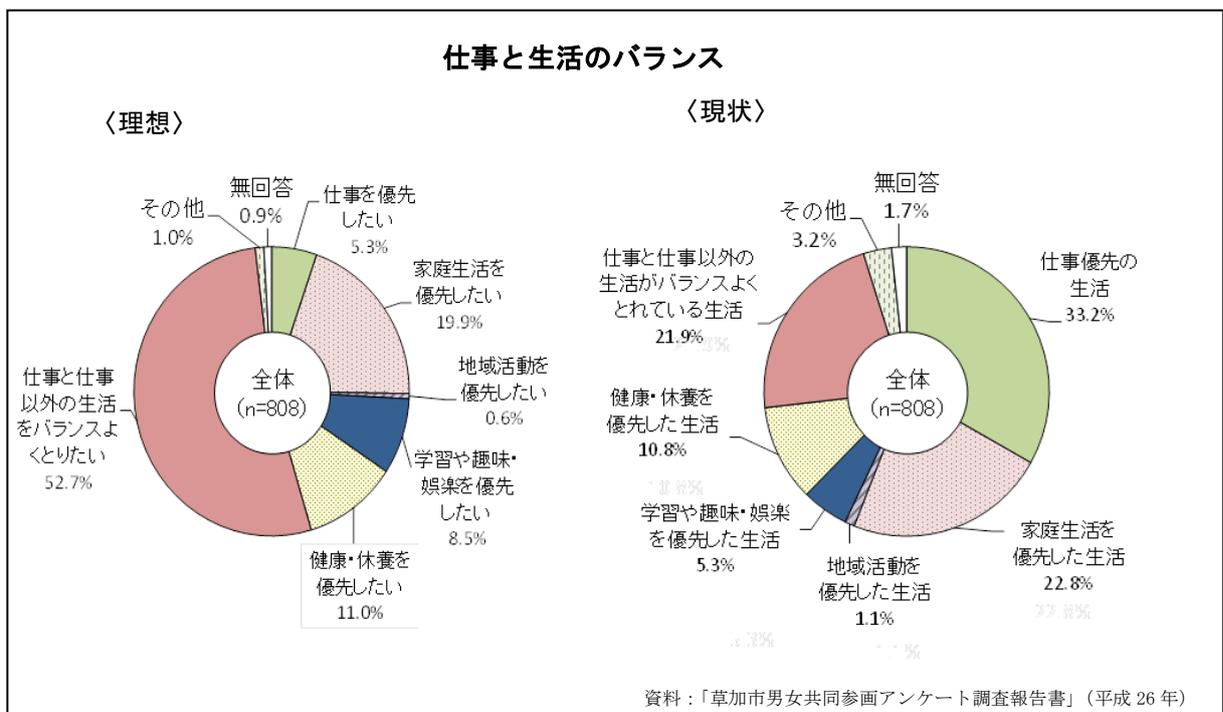
【現状と課題】

女性の社会進出と併せ、男性が積極的に家事・育児にかかわるなど社会状況の変化が進む中で、男女にかかわらずこれまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、仕事と生活の調和（本書中では以降「ワーク・ライフ・バランス」と表記します）を図る必要性が一層高まっています。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、女性だけでなく男性にとっても、家庭や地域での生活を充実させ、生活全体を豊かにしていくために必要なことです。さらに、企業にとっても従業員の意欲や定着率の向上、コスト削減、従業員の心身の健康の保持増進など多くのメリットがあると言われています。

しかし、実際には、家事・育児・介護等に関わる割合は、妻（母親）がすべての項目で夫（男性）より負担している割合が高くなっています。これは、ワーク・ライフ・バランスを推進していく上で大きな課題です。

アンケート調査において「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の時間について“理想”と“現状”を聞いた結果、理想としては「仕事と仕事以外の生活をバランスよくとりたい」という回答が最も多く 52.7%を占めました。しかし、現状では「仕事と仕事以外の生活をバランスよくとれている」という人は 21.9%しかいません。この割合は前回調査の回答の 9.4%に比べると増えていますが、まだまだ仕事や家庭生活を優先している人が多いなど課題が現れています。



施策 20 ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

(施策の方向)

ワーク・ライフ・バランスを実現させるため、講座の開催やリーフレットの配布等による啓発に努め、労働時間短縮など男性を含めた働き方の見直しを促進します。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ ワーク・ライフ・バランス、一般事業主行動計画等の啓発	○ 子どもにやさしいまちづくり推進事業（子育て支援課）
☆ ワーク・ライフ・バランスを推進する企業の好事例の情報収集と提供など	○ 男女共同参画社会推進・支援事業（人権共生課）
☆ 男性の育児・介護休業取得の促進	○ 人事・給与事務事業（職員課）
	○ 就労の安定支援事業（くらし安全課）

市民に期待される取組例

- ☆ 男性も家事、育児、地域活動など積極性を持って楽しみながら参加する。
- ☆ 育児・看護休暇や年次休暇の取得日数を増やす。

事業者期待される取組例

- ☆ 職場内保育所など働く男女の家庭生活や地域活動に配慮した就業環境の整備。
- ☆ ノー残業デーなどワーク・ライフ・バランスの実現のために事業者も率先して動く。

コラム

column



くるみん

「くるみん」は、国が定めた子育て支援企業の認定マークです。次世代育成対策推進法では、従業員の子育て支援のための行動計画を策定・実施し、行動計画の目標を達成する等一定の要件を満たした事業主は、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた事業主は、このマークを商品等に付けることができます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

施策 21 ワーク・ライフ・バランスの実現のための基盤整備

(施策の方向)

男女が共に支え合って家庭生活に臨み、また希望する女性が仕事を続けることなどを支援するため、「草加市次世代育成支援行動計画」と連携を図りながら育児・介護休業制度や「ファミリー・フレンドリー企業」の普及・啓発など、ワーク・ライフ・バランス実現のための条件整備を進めます。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ 仕事と子育ての両立に関する保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館・児童センター運営事業 ○ 放課後児童健全育成事業 ○ 幼稚園預かり保育推進事業 ○ 民間保育推進事業 ○ 公立保育園運営事業 ○ 保育ステーション事業 ○ ファミリー・サポート・センター事業

市民に期待される取組例

- ☆ ファミリー・サポート・センターの会員登録など子育てなどのボランティア活動に参加する。

事業者期待される取組例

- ☆ 仕事と育児・介護とが両立できるような制度を持ち、多様で柔軟な働き方を従業員が選択できる、ファミリー・フレンドリー企業を目指す。
- ※ ファミリー・フレンドリー企業の4つの柱（厚生労働省資料）
 1. 法を上回る基準の育児・介護休暇制度を規定しており、実際に利用されている。
 2. 仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度をもっており、実際に利用されている。
 3. 仕事と家庭の両立を可能にするその他の制度を規定しており、実際に利用されている。
 4. 仕事と家庭との両立がしやすい企業文化をもっていること。

基本的な課題2 多様なライフスタイルに対応した介護や子育て支援策の充実

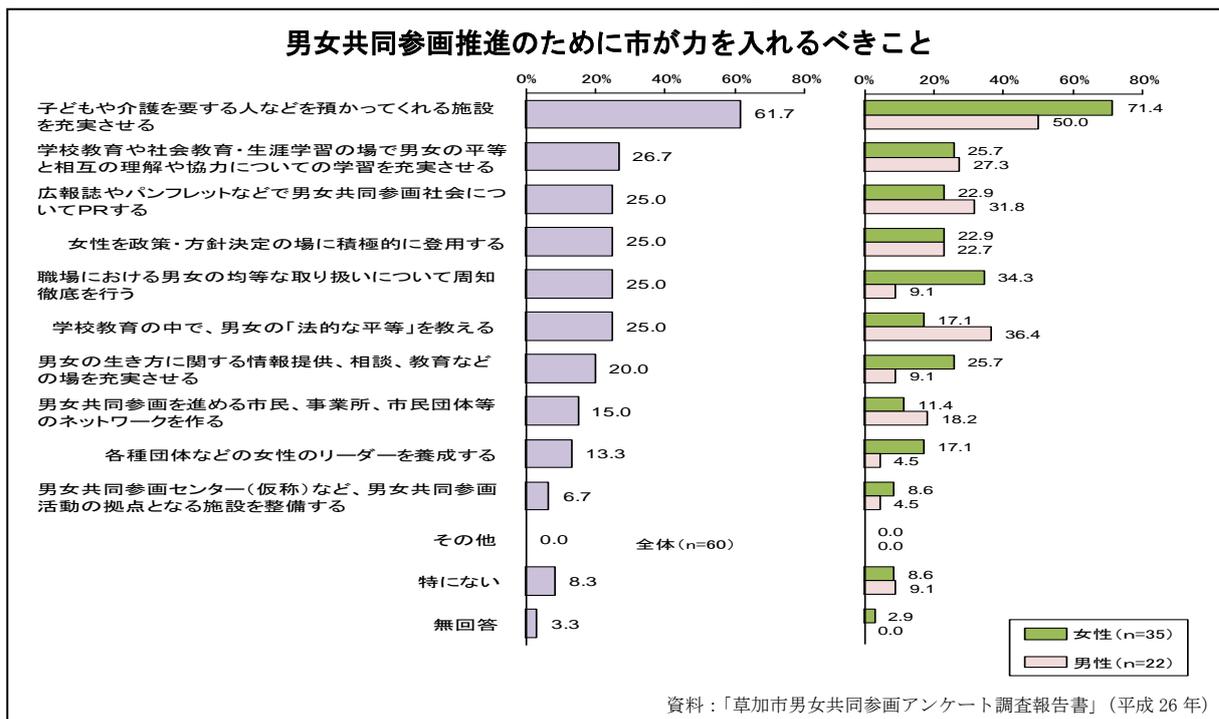
【現状と課題】

ライフスタイルの多様化が進んでいます。性別や年齢、障がいの有無、また、働いている・いないなどにかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮し、家庭生活と仕事や地域活動などに対等に参画できるようにすることが必要です。とりわけ、介護や子育て支援策については、個人や家族だけでなく社会全体で支えあう仕組みの整備が課題となっています。

市では、「地域福祉計画」や「高年者プラン」、「次世代育成支援行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「草加市障がい者計画・草加市障がい福祉計画」などをつくり、自立・共存と支えあいのまちづくりを目指しています。

介護や子育てなどは、これまで女性が主な担い手になりがちで、大きな負担を負う傾向がありました。しかし、ライフスタイルの多様化は、男性も担い手となることを求めており、男女にとって深刻な問題となってきています。問題の解決には男女が共に責任を担い、社会的にも支えあう男女共同参画社会づくりが重要となっています。

アンケート調査の「男女の人権が尊重され、様々な分野にともに参画する『男女共同参画社会』を築いていくために、今後草加市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか」という質問に対しては、「子どもや介護を要する人などを預かってくれる施設を充実させる」に次いで「男女平等と相互理解の市民教育を充実」という回答が多くなっています。特に女性では「子どもや要介護者の預かり施設の充実」との回答が男性よりもかなり多くなっており、介護や子育て支援施策の充実が市の優先事項とすべきものと捉えられていることから課題がうかがえます。



施策 22 高年者福祉の推進

(施策の方向)

高年者が性別にかかわらず自立して社会参加し、生きがいを持った生活ができるまちづくりをすすめます。併せて、介護が必要になった場合でも高年者が安心して暮らせるように男女共同参画の視点で「草加市高年者プラン」と連携を図り、総合的な高年者福祉の取組を進めます。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 介護保険事業の円滑な実施 ☆ 介護予防の推進 ☆ 福祉サービスの推進 ☆ 高年者の活力の増進 ☆ ひとにやさしいまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防普及啓発事業 ○ 介護保険給付事業 ○ 介護認定審査会運営事業 ○ 高年者健康づくり推進事業 ○ 高年者在宅生活支援サービス事業 ○ 地域包括支援センター委託事業 ○ 高年者敬老事業 ○ 高年者団体支援事業 ○ 地域健康づくり支援事業 ○ 社会福祉施設管理運営事業 ○ 高年者プラン策定事業 ○ 家族介護支援事業 ○ 介護予防健康づくり事業 <p style="text-align: right;">(健康づくり課・保健センター)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div style="text-align: center;">(介護 保険課)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div style="text-align: center;">(長寿 支援課)</div> </div>

市民に期待される取組例

- ☆ サークルなどの生きがいづくりや、在宅生活向上の活動に積極的に参加する。
- ☆ 男女を問わず介護保険制度や成年後見制度の理解を深め、活用できるようになる。
- ☆ 手続や家事などが自分でもわかるようになる。

施策 23 子育て支援の推進

(施策の方向)

次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、また育まれる環境づくりを、男女共同参画の視点から「草加市次世代育成支援行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」と連携を図りながら進めます。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
☆ 地域の子育て支援拠点づくり	○ 子育て応援事業（子ども育成課）
☆ 子育て家庭への経済的支援の充実	○ 子育て支援センター及び児童発達支援センター運営事業（子育て支援センター）
☆ 地域の子育て支援ネットワークづくり	○ 母子保健事業（健康づくり課・保健センター）
☆ 子育て相談体制の充実	○ 子どもにやさしいまちづくり推進事業（子育て支援課）
☆ 保育サービスの充実	○ 幼稚園就園奨励推進事業
☆ 広場や公園などの整備	○ 民間保育推進事業
	○ 公立保育園運営事業
	○ 保育ステーション事業
	○ ファミリーサポートセンター事業
	○ 公園広場等整備事業（みどり公園課）

市民に期待される取組例

- ☆ 地域で子育てを支援し合えるように心がける。
- ☆ 男性も積極的に楽しく子育てに参加する。
- ☆ 働き方を見直し、家族で過ごす時間を増やすように心がける。

施策 24 地域福祉の推進

(施策の方向)

すべての市民が共に力を合わせて、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを、男女共同参画の視点から「草加市地域福祉計画」と連携して進めます。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 福祉人材の育成 ☆ 地域福祉総合推進体制の整備 ☆ ノーマライゼーションの普及 ☆ 多様な福祉サービス提供主体の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉活動推進事業 ○ 社会福祉法人運営事業 ○ 市民活動促進事業 <p style="text-align: right;">} (福祉課) (みんなでまちづくり課)</p>

市民に期待される取組例

- ☆ 隣近所など身近な地域での支えあい、助け合いを心がける。
- ☆ 地域福祉を進めるボランティア団体活動などに性別にかかわらず参加する。

施策 25 障がい者福祉の推進

(施策の方向)

障がいの有無にかかわらず、誰もが共に住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを、男女共同参画の視点から「草加市障がい者計画・草加市障がい福祉計画」と連携して進めます。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
<ul style="list-style-type: none"> ☆ ノーマライゼーションの普及強化 ☆ 自立と社会参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立地域生活支援事業 ○ ひとにやさしいまちづくり事業 <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>

市民に期待される取組例

- ☆ 障がいへの理解を深め、自らできる範囲で協力する。
- ☆ 障がいのある人もない人も共に生きるという、人権意識を高める。

基本方針5

生涯を通じた女性の健康支援

基本的な課題 1 妊娠・出産等に関する健康支援

- 施策 26 乳幼児・妊産婦への健康支援
- 27 医療環境の充実

基本的な課題 2 生涯を通じた男女の健康の保持増進

- 施策 28 心と体の健康づくり
- 29 男女共同参画の視点に立ったスポーツ・レクリエーション活動の充実

基本的な課題 1 妊娠・出産等に関する健康支援

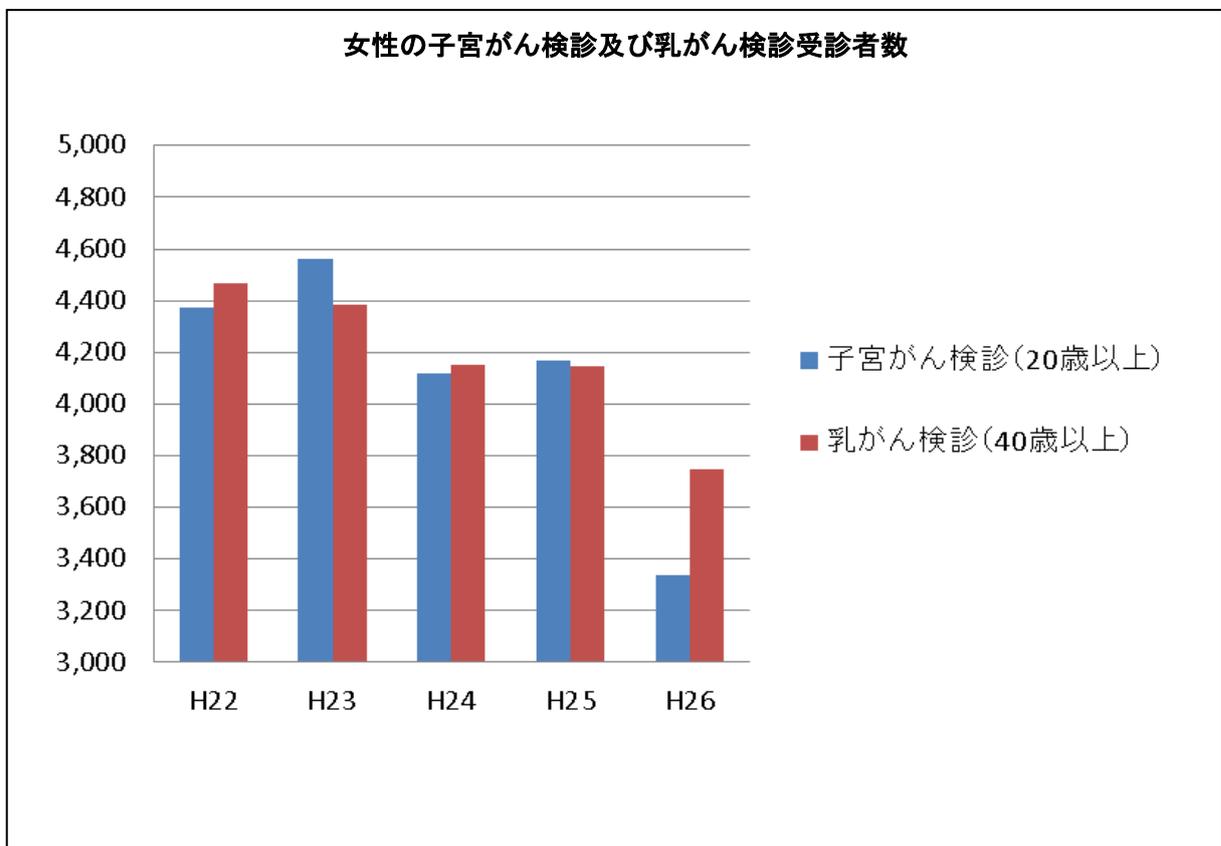
【現状と課題】

妊娠・出産期は女性の健康支援の観点からも大きな節目であり、地域で安心して安全に子どもが産める条件を整えることは市の大切な役割です。

妊娠・出産等に関する健康支援については、妊娠から出産、乳幼児期の子育てまで、一貫して健康診査、保健指導・相談、医療援護等のサービスが受けられる体制の一層の整備や、不妊で悩む人々への専門的な支援の充実が必要です。また、望まない妊娠、中絶や性感染症の危険、子どもを産むことへの強要などの問題についても理解を深めていく必要があります。

これまで、妊婦健康診査で希望者にH I V抗体検査を実施してきたほか、特別対策として、特定の年齢の方を対象に子宮頸がんと乳がんの無料検診を実施してきました。これからも継続的に実施していくとともに、子どもたちへのワクチン接種の無料化を進めるなどさらに充実させていくことが課題です。

また、市立病院の産科部門や小児救急医療をはじめとする各種診療体制の充実、地域の一次医療機関との役割分担や連携の強化に努めており、今後も継続的に推進していくことが重要です。



施策 26 乳幼児・妊産婦への健康支援

(施策の方向)

母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊婦・乳幼児健康診査、両親学級、乳幼児相談、離乳食講習、訪問保健指導などを実施します。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 妊婦健康診査 ☆ 母親学級、両親学級 ☆ 母子育児栄養教育 ☆ 訪問保健指導 ☆ 健康診査、予防接種勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子保健事業 ○ 予防接種事業 <p style="text-align: right;">（健康づくり課・保健センター）</p>

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆ 育児などの支援が必要な人に、手を差しのべたり声をかける。
- ☆ 子育てのネットワークづくりなどを進める。
- ☆ 育児支援などのボランティア活動に参加する。

事業者期待される取組例

- ☆ 出産・育児休業制度など安心して子どもを産み、育てられる職場の環境づくりを進める。

施策 27 医療環境の充実

(施策の方向)

妊娠、出産、育児における母子の健康保持増進を図り、安心して医療にかかれる地域医療連携の充実に努めます。

草加市の取組	基本計画の個別事業（担当課）
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 安心して出産できる医療体制の確立 ☆ 地域医療体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急医療体制・地域医療環境整備事業 <p style="text-align: right;">（市立病院） （健康づくり課・保健センター）</p>

基本的な課題2 生涯を通じた男女の健康の保持増進

【現状と課題】

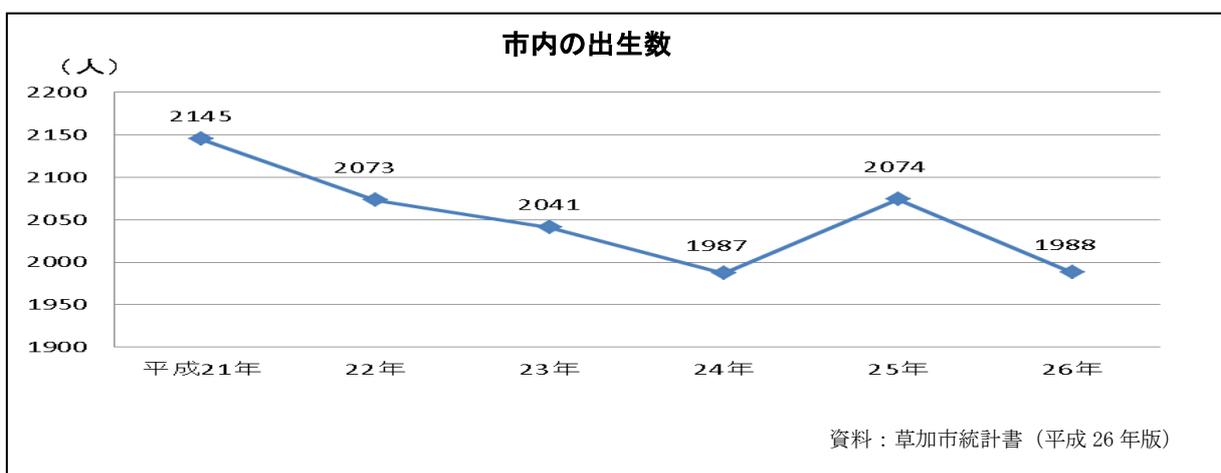
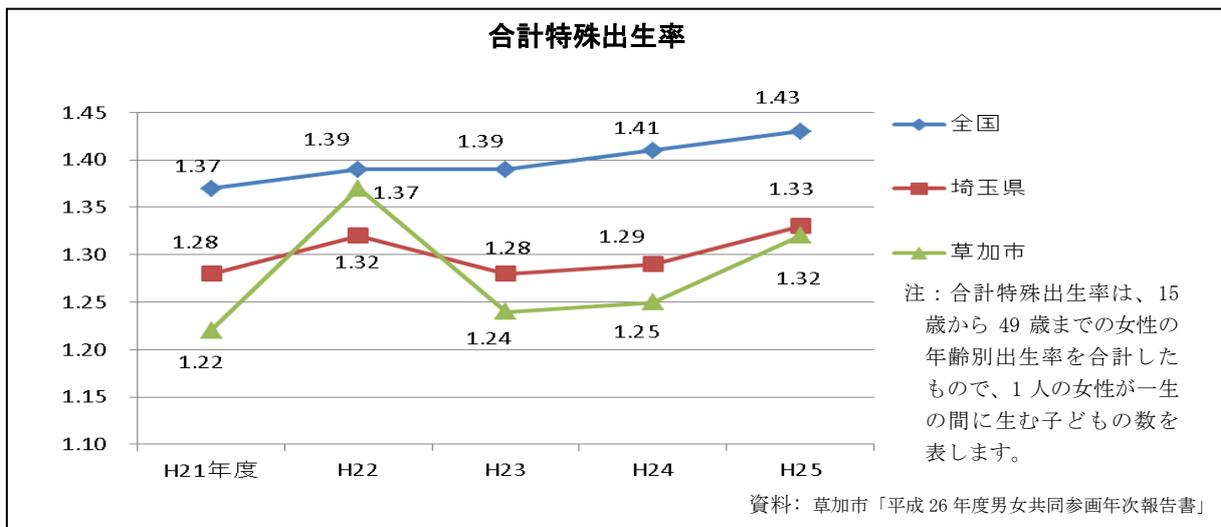
男女がお互いの身体の特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手を思いやる意識を持って生きていくことは、男女共同参画社会の前提です。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、生涯を通じて男性と異なる健康上の配慮が必要です。

このために、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点から年齢や子どもを産む・産まないにかかわらず、女性の生涯を通じて適切な健康管理ができるよう総合的な施策を推進する必要があります。さらに、男女の性差に応じた積極的な健康の維持・増進に向けた支援の充実も必要です。

これまで、がん検診等の機会を通して情報提供を行うとともに、学校における性教育についても、児童・生徒の発達段階に応じて適切に、男女が互いに相手を理解し、人格を尊重する心情や態度の育成を図ってきました。

また、体育協会やスポーツ団体、体育指導委員と連携し、市民のニーズに合ったスポーツメニューを提供し、市民自身が健康を保持増進できるように努めてきました。

これらの施策について、今後も引き続き推進を図ることが必要です。



施策 28 心と体の健康づくり

(施策の方向)

「そうか みんなで 健康づくり計画」と連携し、市民一人ひとりが性別にかかわらず、協力し支えあい健やかで心豊かに生活できる社会づくりを進めます。また、男女共同参画の視点から、健康づくりに関する啓発活動や、次代を担う青少年を対象とした薬物乱用の有害性の啓発、喫煙や飲酒についての健康被害についての情報提供を進めます。

草加市の取組	基本計画の個別事業(担当課)
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 健康カレンダー等の作成・配布、歯の健康フェアや市主催の各種イベント時における健康コーナーの設置等による健康啓発活動の展開 ☆ 男女を問わず健康診査・がん検診、女性特有のがん検診の推進 ☆ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点からの、女性が自主的に健康管理をできるような学習プログラムの開発や、情報・資料の整備・活用（H I V /エイズ、性感染症予防対策の推進） ☆ 性差に配慮した医療の推進 ☆ 健康づくりウォーキング大会の開催 ☆ 青少年を対象とした薬物乱用の有害性の啓発、喫煙や飲酒についての健康被害の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康づくり啓発事業 ○ 母子保健事業 ○ 健康増進事業 ○ 健康増進事業（がん検診分） （健康づくり課・保健センター） ○ スポーツ健康づくり推進事業 （スポーツ振興課） ○ 青少年健全育成事業 （子ども育成課）

市民に期待される取組例

- ☆ 自ら健康づくりの意識を持ち、実践する。
- ☆ 健康診断の受診や運動・栄養など健康づくり事業に参加する。
- ☆ 料理教室等に参加して、食育や食と健康のかかわりを学び、実践する。

事業者期待される取組例

- ☆ 従業員の健康に配慮し、法の規定を上回る就業環境の整備・充実を図る。

施策 29 男女共同参画の視点に立ったスポーツ・レクリエーション活動の充実

(施策の方向)

すべての市民が性別にかかわらず、成長や年齢、体力に応じ、日常生活に密着してスポーツ・レクリエーション活動に参加し、体力・健康づくりを進められるようにします。

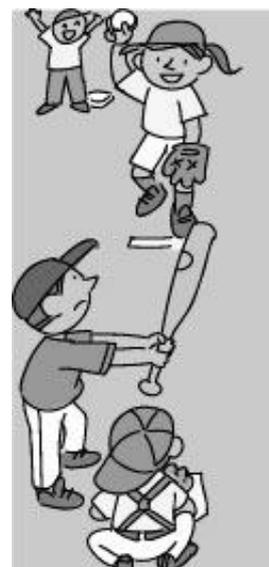
草加市の取組	基本計画の個別事業(担当課)
☆ 市民の健康づくりを進める、スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実	○ 学校体育施設・地域グラウンド開放事業
☆ 健康づくりを目指すスポーツ・レクリエーション事業の充実	○ スポーツ指導者養成・団体育成事業
☆ 女性のためのスポーツ・レクリエーション指導者の育成	○ スポーツ振興事業 (スポーツ振興課)

市民に期待される取組例

- ☆ 男女を問わずスポーツ・レクリエーション活動に進んで参加し、体力・健康づくりに努める。

事業者期待される取組例

- ☆ スポーツ・レクリエーション活動に親しめる職場の環境づくりを進める。



基本的な課題 1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり

- 施策 30 配偶者等からの暴力についての市民への意識啓発
- 31 学校教育における意識啓発

基本的な課題 2 配偶者等からの暴力被害者の安全確保と自立支援

- 施策 32 配偶者等からの暴力相談機能の充実
- 33 配偶者等からの暴力被害者の安全確保
- 34 配偶者等からの暴力被害者の自立支援

基本的な課題 3 配偶者等からの暴力防止推進体制の整備

- 施策 35 連携と協力による配偶者等からの暴力防止対策の推進

基本的な課題 4 その他、性に基づくあらゆる暴力の根絶

- 施策 36 性に基づく暴力を許さないまちづくり
- 37 性別による差別的取扱いからの救済

基本的な課題 1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり

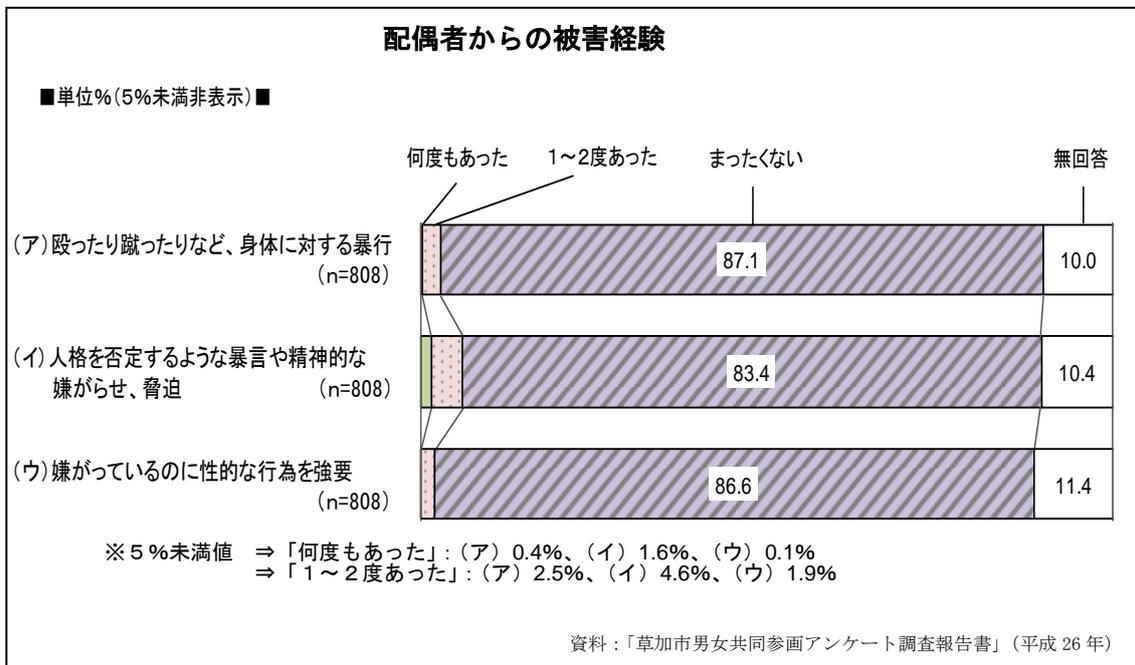
【現状と課題】

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者等からの暴力は、家庭内において行われるため外部から発見されにくく、被害が潜在化・深刻化しやすいという特性があります。このような配偶者等からの暴力は、男女の固定的性別役割分担意識、体力・経済力の格差、上下関係など社会において女性が置かれている状況に基づく構造的な問題であるため加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、男女共同参画社会を実現するために克服しなければならない重要課題です。

配偶者等からの暴力の根絶に向けては、理由を問わず暴力は重大な人権侵害であり、暴力を絶対に容認しないという意識を誰もが持つように啓発を進める必要があります。

また、小中学校における男女平等教育の推進、高校生や大学生などを対象にした、いわゆる「デートDV」防止の啓発活動を進めることも必要です。

※「基本方針 6 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」のうち、基本的な課題 1～3（施策 30～35）は、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の中核をなす部分であり、庁外の関係機関との連携も含め総合的な対策を必要とすることから、関連する市の事業名を省き、主な担当課、連携する機関名を記載しました。



施策 30 配偶者等からの暴力についての市民への意識啓発

(施策の方向)

広報そうか、市のホームページ、パンフレット等を活用した広報により、広く市民への啓発・普及を図ります。また、配偶者等からの暴力に関する正しい理解と認識を図るための講演会等を開催するほか、相談機関や相談窓口、配偶者等からの暴力を知ったときの通報機関・窓口について広く市民への周知を図ります。

草加市の取組	主な関係課・機関
☆ 配偶者等からの暴力に関する意識啓発の推進 ☆ 地域での講演会等の開催	人権共生課

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆ 暴力を受けている人に気づいたら、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報する。
- ☆ 人権意識を高め、暴力の問題に気付くようにする。
- ☆ 暴力から身を守る方法を学ぶ。

施策 31 学校教育における意識啓発

(施策の方向)

市内小中学校において、人権や男女平等についての教育の充実を図るとともに、高校生や大学生等を対象にデートDV防止の啓発活動を推進します。

草加市の取組	主な関係課・機関
☆ 小中学校における男女平等教育の推進 ☆ 高校生・大学生等を対象としたデートDV防止の啓発活動	指導課 人権共生課

市民に期待される取組例

- ☆ 交際相手に過剰な束縛をすることはDVになることを教える。

基本的な課題2 配偶者等からの暴力被害者の安全確保と自立支援

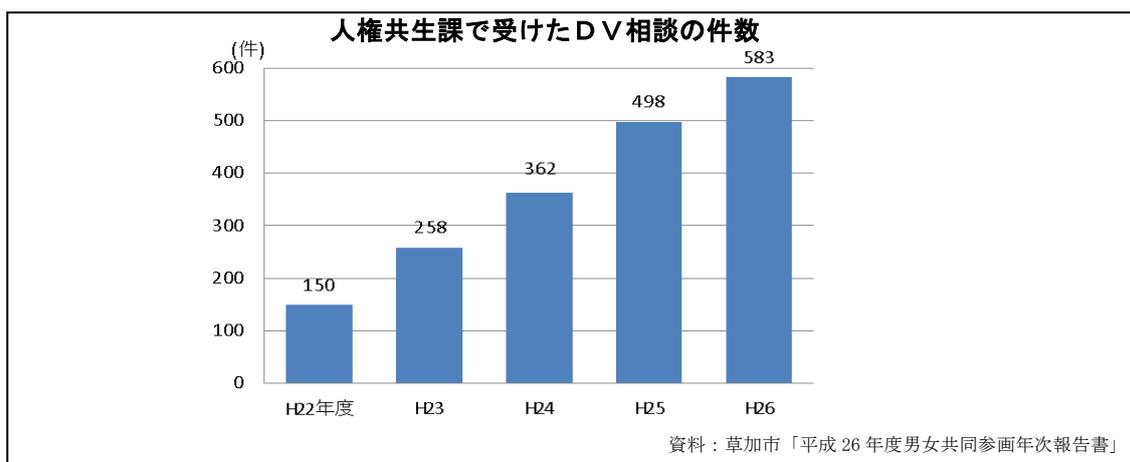
【現状と課題】

本市では、これまで配偶者等からの暴力被害の相談窓口として草加市文化会館内の「男女共同参画さわやかサロン」で「女性の生き方なんでも相談」を開設したほか、市役所人権共生課で緊急の相談を受けてきました。しかし、配偶者等からの暴力被害の相談は年々増加傾向にあること、「女性の生き方なんでも相談」は、配偶者等からの暴力だけでなく、女性に関する多様な相談も数多く受けることから、内容は充実しているものの、急な相談には対応できないという課題がありました。そこで平成23年7月に、草加市配偶者暴力相談支援センターを設置し、専門の女性相談員が配偶者等からの暴力の相談に対応できるようにしました。

配偶者等からの暴力は主に家庭内で行われるため外部から発見されにくく、被害者は社会から孤立させられ、情報を入手する機会も制限されている場合が少なくありません。市では、被害を早期に発見して潜在化を防ぐための啓発を進めるとともに、被害者が独りで悩まずに相談できる体制をつくり、相談窓口そのものの周知を図っていく必要があります。

被害者の安全確保も重要です。庁内・庁外の関連機関と緊密に連携し、被害者とその同伴者の安全確保に努めます。このために、警察や関係機関との連携を進め、被害者の意思を尊重して、適切な保護や避難ができるように体制の整備・充実を図ります。家庭にとどまる被害者についても、安全確保と必要な支援を行うよう配慮しなければなりません。

被害者の自立支援については、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律で「必要な措置を講じなければならない」とされており、支援分野が行政の各分野にまたがるため、関係課と連携しながら自立支援を進めることが課題です。



施策 32 配偶者等からの暴力相談機能の充実

(施策の方向)

県や、近隣市町と連携して広域的な相談体制の連携を図り、配偶者等からの暴力被害者がいつでも安心して相談できる窓口の整備を進めます。また、配偶者暴力相談支援センターの運営、女性相談員の配置、相談担当職員の研修の充実などにより相談機能の充実を図ります。さらに、関係機関と連携し、外国籍市民や障がい者、高年者など困難を抱えた人の相談にも配慮します。

草加市の取組	主な関係課・機関
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 県や近隣市町との連携による相談体制の充実 ☆ 各種女性相談の充実 ☆ 相談担当職員の研修の充実 ☆ 配偶者暴力相談支援センターの運営 ☆ 外国籍市民、障がい者、高年者への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権共生課 広聴相談課 福祉課 長寿支援課 障がい福祉課 健康づくり課・保健センター 子育て支援課 子育て支援センター 草加警察署 埼玉県配偶者暴力相談支援センター

(「○」は主たる担当課)

施策 33 配偶者等からの暴力被害者の安全確保

(施策の方向)

警察や県の関係機関等との連携を進め、被害者の意志を尊重して、適切な保護や避難ができるように体制の整備・充実を図ります。家庭にとどまる被害者についても、安全確保と必要な支援を行うように配慮します。

草加市の取組	主な関係課・機関
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 警察や県の機関などとの連携による被害者の安全確保 ☆ 緊急時における避難場所の確保 ☆ 支援制度の活用についての助言、支援 ☆ 被害者に関する個人情報の保護 ☆ 必要に応じた同行支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権共生課 市民課 福祉課 子育て支援センター 保育課 学務課 草加警察署 越谷児童相談所草加支所 埼玉県配偶者暴力相談支援センター

(「○」は主たる担当課)

施策 34 配偶者等からの暴力被害者の自立支援

(施策の方向)

被害者の自立支援については、支援に必要な情報の提供に努めるとともに、継続的な支援を必要とする被害者が少なくないことから、専門の女性相談員が対応します。また、生活保護を含めた生活支援、住宅の確保、さらに、配偶者からの暴力の被害者が同伴する子どもたちが健やかに成長できるようにするための支援、外国籍市民や障がい者、高年者など困難を抱えた被害者の自立支援を、関係課や機関などが連携して進めます。

草加市の取組	主な関係課・機関
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 被害者に対する適切な情報の提供 ☆ 継続して相談・支援を行える女性相談員の設置 ☆ 被害者の生活支援 ☆ 住宅確保に関する支援 ☆ 子どもの健やかな成長への支援 ☆ 健康保険等に関する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権共生課 福祉課 長寿支援課 障がい福祉課 保険年金課 健康づくり課・保健センター 子育て支援課 子育て支援センター 保育課 学務課

(「○」は主たる担当課)

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆ 困難を抱えた人には、できる範囲で協力する。
- ☆ 配偶者からの暴力を防止し、支援するためのボランティア活動などに参加する。

コラム

column

意外と知られていない5つの暴力

暴力というと、一般的には「殴る、蹴る」などの身体的暴力をイメージしますが、DV（配偶者等からの暴力）の場合でいう「暴力」には、大きくわけて5つの種類があります。身体に危害を加える「身体的暴力」、精神的にストレスを与え続ける「精神的暴力」、相手が望まない性的なことを強要する「性的暴力」、金銭的な自由を奪う「経済的暴力」、子どもに被害者が悪いと思込ませる「子どもを利用した暴力」です。見逃してはいけないことは、いずれも被害者を支配・束縛するために、加害者から一方的に行われる行為ということです。

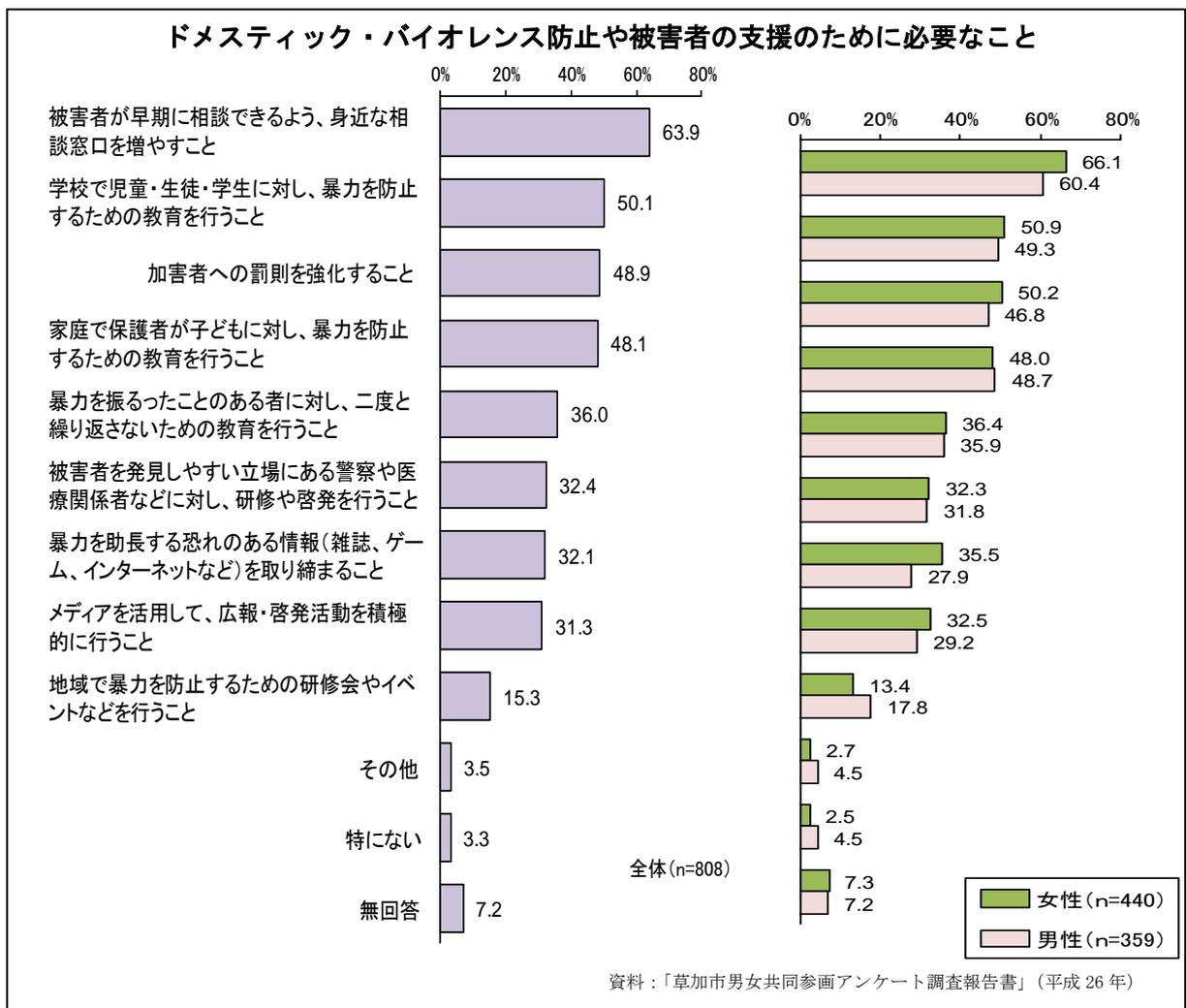
基本的な課題3 配偶者等からの暴力防止推進体制の整備

【現状と課題】

配偶者等からの暴力は、男女が社会的に置かれている状況に起因する構造的問題であると共に、生活の主要な基盤である家庭内において行われる暴力であり、顕在化しにくいことが問題です。さらに、近年はいわゆるデートDVなども含め、事案の多様化・深刻化に著しいものがみられます。

配偶者等からの暴力を防止し被害者に対して必要な支援を効果的に行うためには、市役所内だけでなく県などの関係機関や近隣市町村、さらに民間支援団体などとの幅広い連携と協力が必要です。

県などの関係機関とは、特に困難な課題を抱えるDV被害者への支援、安全確保などの面で密接な連携が必要です。また、近隣市町村とは、警察や保健所、児童相談所なども含めた広域的な連携、相談、情報交換などの必要があります。さらに、地域の中できめ細かな対応を進めるために、民間支援団体の育成と連携によるネットワークづくりが課題となっています。



施策 35 連携と協力による配偶者等からの暴力防止対策の推進

(施策の方向)

県など庁外の関係機関との連携会議の開催を進めます。また、特に困難な課題を抱える配偶者等からの暴力被害者への支援や、暴力防止対策と被害者支援を効果的に進めるために、庁内連携会議の機能的な活用を図ります。地域の中できめ細かな対応を進めるために、民間支援団体の育成と連携によるネットワークづくりを、さらに、市内医療機関との連携による配偶者等からの暴力の早期発見を目指します。

草加市の取組	主な関係課・機関
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 関係機関との連携会議の開催 ☆ 庁内連携会議の機能的活用 ☆ 民間支援団体の育成、支援及び連携 ☆ 医療機関との連携 	草加市配偶者等からの暴力対策庁内連携会議（人権共生課、広聴相談課、福祉課、長寿支援課、障がい福祉課、保険年金課、健康づくり課・保健センター、子育て支援課、子育て支援センター、保育課、市民課、指導課）、東南部地域ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会（草加市、越谷市、三郷市、八潮市、吉川市、松伏町、管内警察署、児童相談所、保健所等）

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆ 配偶者等からの暴力被害者を支援する活動に協力する。

市内医療機関など事業者に期待される取組例

- ☆ 配偶者等からの暴力を発見した時は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察署に通報するようにする。
- ☆ 被害者を理解し支援を心がける。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

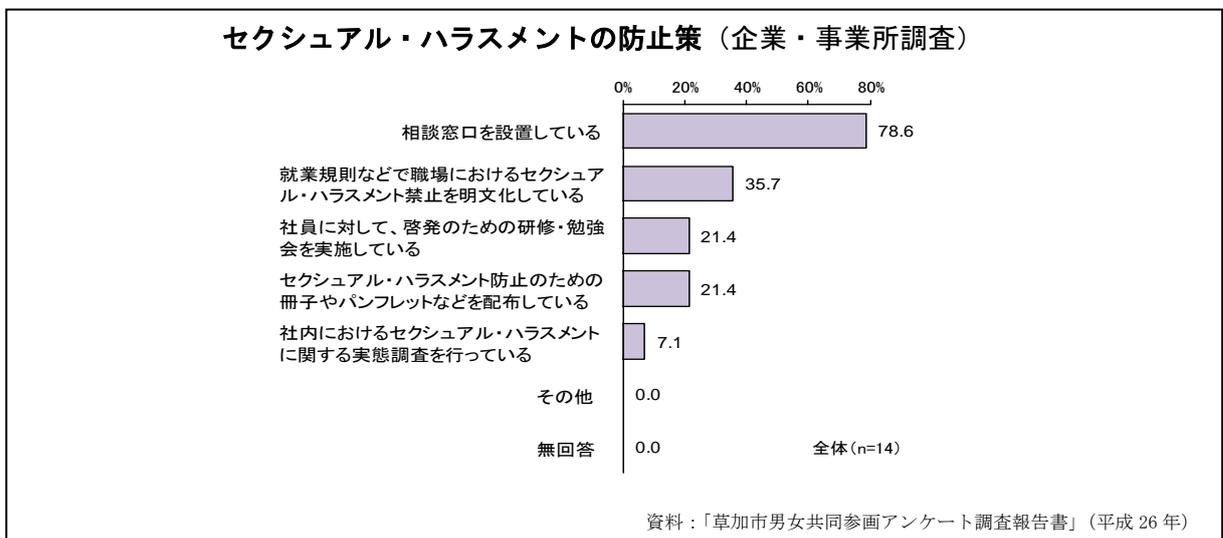
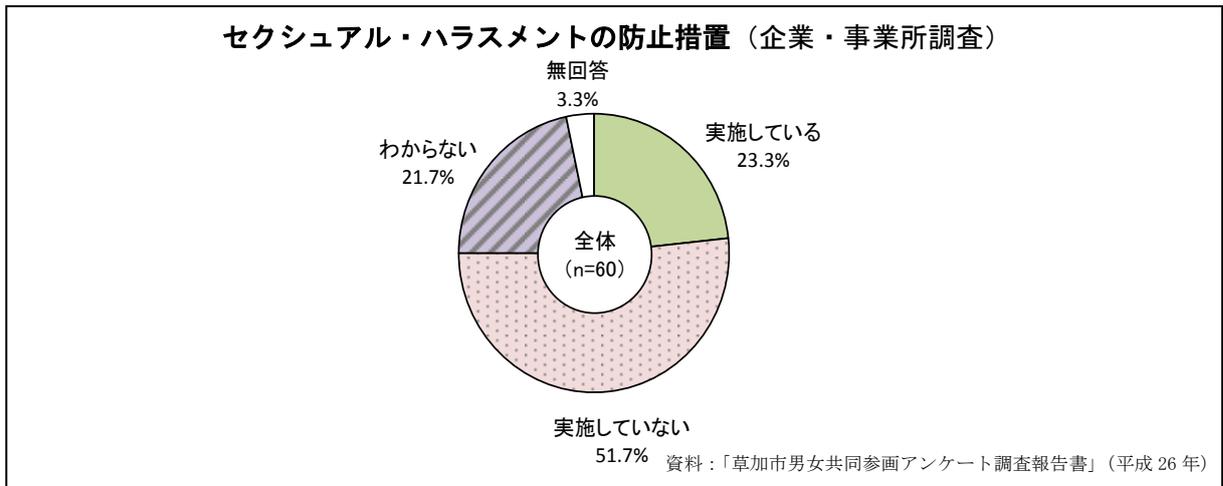
基本的な課題4 その他、性に基づくあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者等からの暴力以外にも、暴力の問題は数多くあります。職場や学校等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為（つきまとい）、痴漢行為などの性犯罪、インターネットや携帯電話などを介した新たな形態の性暴力、子どもに対する性暴力、売買春、さらには国際的な人身取引（トラフィッキング）などの問題が挙げられます。いずれも、重大な人権侵害であり、防止に向けた啓発、被害者の保護など適切な対応を図っていくことが必要です。

このために、男女共同参画専門委員の制度が適切に機能するよう周知することが必要です。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関連して、アンケート調査の「企業・事業所調査」において、現在働いている会社（事業所）で何らかの防止措置を実施しているかどうかたずねたところ、ほぼ半数が「実施していない」と答え「実施している」を大きく上回っており、課題であるといえます。



施策 36 性に基づく暴力を許さないまちづくり

(施策の方向)

「草加市安全安心まちづくり行動計画」に基づき、女性や子どもたちが被害者となるような犯罪の防止に向けて、市民との協力や関係機関との連携による明るく住みよいまちづくりを推進します。

草加市の取組	基本計画の個別事業(担当課)
☆ 女性や子どもに対する犯罪防止の啓発活動 ☆ 犯罪を起こしにくい環境づくり ☆ 草加警察署との連携強化 ☆ 市民、市民団体等との連携による安全安心まちづくりの推進	○ 生活安全推進事業 (くらし安全課)

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆ 地域の防犯パトロールなどに参加する。
- ☆ 防犯活動を行う団体活動に参加・協力する。
- ☆ 市民一人ひとりが防犯意識を高める。

施策 37 性別による差別的取扱いからの救済

(施策の方向)

性別による差別的取扱いや、セクシュアル・ハラスメントなどの性的暴力からの救済策を推進します。

草加市の取組	基本計画の個別事業(担当課)
☆ 男女共同参画専門委員制度の活用 ☆ セクシュアル・ハラスメント防止の徹底	○ 男女共同参画社会推進・支援事業 (人権共生課) ○ 広聴活動の充実 (広聴相談課) ○ 人事・給与関係事務事業 (職員課)

市民に期待される取組例

- ☆ 女性に対する差別的な取扱いに気づき、差別を許さないようにする。
- ☆ 性暴力やセクシュアル・ハラスメントなどから身を守る方法を学ぶ。

事業者期待される取組例

- ☆ 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止と対策を充実させる。

基本的な課題 1 男女共同参画プランの進行管理

施策 38 男女共同参画プランの進行管理

基本的な課題 2 男女共同参画の総合的な推進

施策 39 男女共同参画の総合的な推進

基本的な課題 3 男女共同参画拠点施設の整備

施策 40 男女共同参画拠点施設の整備

基本的な課題 1 男女共同参画プランの進行管理

施策 38 男女共同参画プランの進行管理

(施策の方向)

「草加市男女共同参画プラン2016」を計画的に推進するためには、市職員一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解し、男女共同参画の視点を持って日常の職務にあたる必要があります。このため、本市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的な調整と推進のための庁内組織である男女共同参画行政推進会議の機能を活用していきます。また、幅広い視点で男女共同参画社会づくりについて調査・審議し、市の施策について意見を述べ、この計画の達成を定期的に評価する男女共同参画審議会役割を尊重し「草加市男女共同参画プラン2016」の進行管理を行っていきます。さらに、職員一人ひとりが日常の業務において、男女共同参画社会づくりの意義や必要性を意識して取り組むようにします。

草加市の取組

- ☆ 男女共同参画行政推進会議の活用
- ☆ 男女共同参画審議会意見の施策への反映
- ☆ 男女共同参画社会づくりに関する職員研修の充実

基本的な課題2 男女共同参画の総合的な推進

施策39 男女共同参画の総合的な推進

(施策の方向)

一人ひとりの多様な生き方を尊重し、性別にかかわらず誰もが職場、家庭、地域などあらゆる場面で活躍できる社会が男女共同参画社会です。男女共同参画社会は、男性や子ども、高年者、障がい者にとっても住みやすい社会です。男女共同参画社会の実現を目指す施策を、市民、市民団体、事業者など、草加市を構成するすべての皆さんとの協働、連携により総合的に推進します。

また、国や県などの男女共同参画社会形成の取組との連携、さらに、国連をはじめとする、国際的な活動とも連携した取組を進めます。特に、我が国は2013年に国連開発計画が発表した人間開発指数(HDI)が185か国中第17位であるのに対し、ジェンダー不平等指数(GII)では152か国中25位となっていることや、世界経済フォーラムが2014年に発表したジェンダー・ギャップ指数(GGI)では、142か国中104位となっていることにも注意を払う必要があります。

草加市の取組

- ☆ 市民、市民団体、事業者との総合的な連携
- ☆ 国、県との連携による男女共同参画の推進
- ☆ 国際的な動向についての情報収集と施策への反映

コラム

column

人間開発指数(HDI)

国連開発計画(UNDP)より公表されている、「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」、「人間らしい生活水準」という3つの側面を簡略化した指数で、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出されています。

ジェンダー不平等指数(GII)

国家の人間開発の達成が男女共同参画の不平等によってその程度妨げられているかを表す指数で、妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合などから算出されています。

ジェンダー・ギャップ指数(GGI)

世界経済フォーラムが毎年公表している各国の男女格差を示す指数で、経済、教育、健康、政治の4つの分野を対象に、賃金、管理職、就学率、識字率、平均寿命、国会議員、閣僚の男女比などのデータをもとに算出されています。

基本的な課題3 男女共同参画拠点施設の整備

施策40 男女共同参画拠点施設の整備

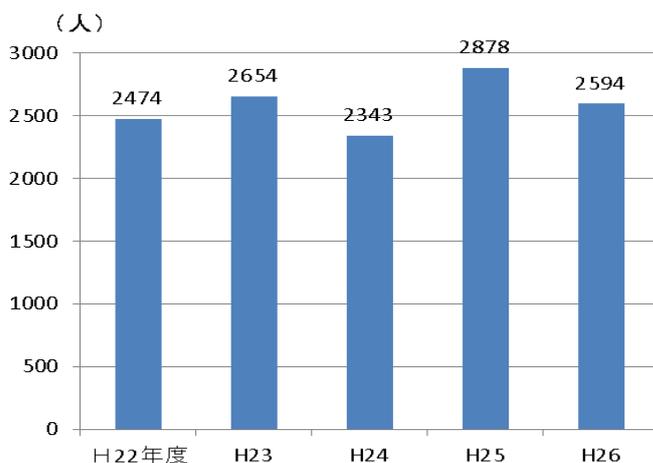
(施策の方向)

当面は、草加市文化会館の男女共同参画さわやかサロン（図書資料室）を男女共同参画社会づくり活動の拠点として機能を充実させ活用すると共に、くらしを支えあう男女共同参画社会の実現を目指す活動拠点にふさわしい充実した施設の整備促進に計画的に取り組めます。

草加市の取組

- ☆ 男女共同参画さわやかサロンを中心とした市民団体相互のネットワークづくり
- ☆ 男女共同参画さわやかサロン機能の充実
- ☆ 男女共同参画社会づくり活動の拠点となる施設の計画的な整備促進

男女共同参画さわやかサロンの利用者数



資料：草加市「平成26年度男女共同参画年次報告書」

第 4 章

資 料

1 草加市男女共同参画審議会委員名簿

(1) 任期

【第7期】平成26年11月1日から平成28年10月31日まで（2年間）

(2) 構成

区分	氏名	所属団体等
関係団体	須田 英男	特定非営利活動法人 みんなのまち草の根ネットの会
	橋本 英士	草加市町会連合会
	内田 光子	草加市連合婦人会
	安部 雄二	草加市国際交流協会
	清水 秀逸	草加商工会議所
	岩田 直代	草加市小学校校長会
	石崎 明子	
	小林 優子	生涯学習市民推進会議
知識経験者	大川 俊	獨協大学
	筑後 幸恵	埼玉県立大学
	加藤 由美子	越谷人権擁護委員協議会草加部会
市民の代表	財満 恵美子	公 募
	宮浦 完次	公 募

2 「草加市男女共同参画プラン 2016」策定の経過

平成 27 年 4月	○第1回男女共同参画審議会(4/22)
5月	○第1男女共同参画行政推進ワーキンググループ会議(5/22) ○第1男女共同参画行政推進会議(5/29)
6月	○第2回男女共同参画審議会(6/19) ・「(仮称)草加市男女共同参画プラン 2016」の策定について(諮問)
7月	○第3回男女共同参画審議会(7/19)
8月	○第4回男女共同参画審議会(8/21)
10月	○第5回男女共同参画審議会(10/7) ○男女共同参画審議会答申(10/27) ・「(仮称)草加市男女共同参画プラン 2016」の策定について
11月	○第6回男女共同参画審議会(11/20)
12月	○パブリック・コメント(12/7~1/5)
平成 28 年 1月	○第7回男女共同参画審議会(1/18)

3 草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例

(平成 16 年 9 月 17 日 条例第 29 号)

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、法の下に平等であることは、基本的な人権です。わが国においても、男女平等の実現に向けて世界各国と連携しながら様々な取り組みを進めています。

しかし、私たちの身の回りでは、「男は仕事、女は家庭」というような性別により固定された役割分担の意識やそうした意識に基づいた社会的な慣行は依然として強く残っており、個人の生き方の自由な選択を妨げる原因となっています。それに加えて、性別による差別意識を一因とするドメスティック・バイオレンスも繰り返されていますが、これは子どもの健全な成長にも影響を与えるとともに、さらに児童虐待を引き起こすともいわれており、深刻な人権侵害として早急に根絶されなければなりません。

一方、急激な少子高齢化の進展をはじめ、様々な社会状況の変化が急速に生じてきています。こうした変化に対応するためには、家庭、学校、職場、地域など私たちのくらしの中で、すべての人が性別にかかわらず支えあい、協力していかなければなりません。

そこで草加市では、このような現状を踏まえ、豊かで活力ある社会を目指して、私たち一人ひとりが性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会を、市民、事業者、市民団体、市が協力してつくっていくため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会づくりについて、基本理念を定め、市民、事業者、市民団体と市の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりについて必要なことを定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的・計画的に進め、すべての人が性別にかかわらずくらしを支えあう豊かで活力ある社会をつくることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画社会づくり すべての人が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に自らの意思によって参画する機会が確保され、それにより均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をつくることをいいます。
- (2) 市民 男女共同参画社会づくりをするという目的から、市内に住んでいる人と市内に通勤や通学する人をいいます。
- (3) 事業者 市内において営利を目的とする活動を行う個人や法人と市内の公益法人をいいます。
- (4) 市民団体 市内における町会などの地域の自治組織、市民活動団体、特定非営利活動法人をいいます。

- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者などのパートナーに対し、身体的、心理的、性的な暴力をふるったり、経済的にひどく不自由な状態におくことをいいます。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な発言や行動によって仕事などを行う上で一定の不利益を与えることや、性的な発言や行動によって生活環境を悪化させることをいいます。
- (7) 積極的格差是正措置 性別による格差を是正するため必要な範囲内で、格差があると認められる一方に対し、第1号に定める参画する機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 市民、事業者、市民団体、市は、男女共同参画社会づくりを次の基本理念により進めます。

- (1) 性別にかかわらず個人としての人権の尊重
 - ア 個人としての尊厳を尊重します。
 - イ 直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取り扱いを受けないようにします。
 - ウ 個人として能力を発揮する機会を確保します。
 - エ ドメスティック・バイオレンスなどの暴力をなくします。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮します。

- (3) 性別を問わず共同して参画できる機会の確保 事業者と市民団体の方針や市の施策の作成と決定などにおいて、従業員や構成員が性別を問わず共同して参画する機会を確保します。
- (4) 家庭生活と仕事や地域活動などの両立 家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活での活動と仕事や地域活動など社会における活動に、性別にかかわらず対等に参画できるようにします。
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 生涯を通じて人々がそれぞれの性を理解しあい、健康な生活を営む権利を確保します。そのため、妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、女性の身体的機能を配慮して、女性の自己決定が尊重されるようにします。
- (6) 国際的動向との協調 密接な関係がある国際的取り組みと協調して、男女共同参画社会づくりを進めます。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念に基づき、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会づくりに主体的に取り組むとともに、市が行う男女共同参画社会づくりを進める施策に協力するよう努めます。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、事業活動において従業員が性別を問わず共同して参画することができる体制づくりに積極的に取り組むとともに、市が行う男女共同参画社会づくりを進める施策に協力する

よう努めます。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、第3条の基本理念に基づき、構成員が性別を問わず共同して参画することができる環境づくりに積極的に取り組むとともに、市が行う男女共同参画社会づくりを進める施策に協力するよう努めます。

(市の責務)

第7条 市は、第3条の基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりを進める施策を主要な施策として位置づけ、総合的に作成し、実行します。

- 2 市は、市民、事業者、市民団体とともに、男女共同参画社会づくりを進める計画をつくり、実行します。
- 3 市は、国、他の地方公共団体などと連携し、男女共同参画社会づくりを進める施策を行います。
- 4 市は、男女共同参画社会づくりについての教育・学習を充実させます。

第2章 市民、事業者、市民団体、市などの取り組み

(社会一般に表示する情報の配慮)

第8条 いかなる人や団体も、性別による固定的な役割分担やドメスティック・バイオレンスなどを助長し、かつ、連想させる表現や行き過ぎた性的な表現を社会一般に表示しないように努めなければなりません。

- 2 市は、これらの表現が表示されないように広くお知らせして理解を深めるよう努めます。

(性別などによる権利侵害の禁止と被害者の救済)

第9条 いかなる人も、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントをしてはなりません。

- 2 いかなる人も、ドメスティック・バイオレンスやそれに関連する児童虐待(以下「ドメスティック・バイオレンスなど」といいます。)をしてはなりません。

- 3 市民は、ドメスティック・バイオレンスなどの被害を受けている人を見つけたときは、次のところに通報するよう努めます。

(1) ドメスティック・バイオレンス 市、配偶者暴力相談支援センターまたは警察

(2) 児童虐待 市、児童相談所または児童委員

- 4 事業者と市民団体は、セクシュアル・ハラスメントが起きないように従業員や構成員などの理解を深め、セクシュアル・ハラスメントによる被害者の救済について適切な体制をつくるよう努めます。

- 5 市は、セクシュアル・ハラスメントとドメスティック・バイオレンスなどを予防するため、それらについて広くお知らせして理解を深めるよう努めます。

- 6 市は、ドメスティック・バイオレンスによる被害を受けた人(以下この項と次の項において「被害者」といいます。)を救済するため、次のことを行うよう努めます。

(1) 被害者などの緊急的な保護

(2) 被害者の自立支援

(3) その他被害者の救済に必要なこと。

- 7 市は、国、他の地方公共団体などと連携して被害者の救済に努めます。

(性別を問わず共同して参画する機会の確保)

第 10 条 市民は、事業活動や市民団体の活動における方針の作成と決定に、性別を問わず共同して参画するよう努めます。

2 事業者と市民団体は、それぞれの活動における方針の作成と決定に、従業員や構成員が性別を問わず共同して参画できる機会の確保に努めます。

3 市は、施策の作成と決定に、性別を問わず共同して参画できる機会を確保します。

4 市は、積極的格差是正措置などにより、審議会などの委員の性別の比率を一方が 4 割を下回らないように努めます。

(家庭生活と仕事や地域生活などの両立)

第 11 条 市民は、家庭生活と仕事や地域における活動などを性別にかかわらず両立できるように努めます。

2 事業者と市民団体は、従業員や構成員が家庭生活と仕事や地域における活動などが性別にかかわらず両立できるような体制づくりに努めます。

3 市は、家庭生活と仕事や地域における活動などが性別にかかわらず両立できるような環境づくりをします。

第 3 章 市の具体的な施策

(基本計画)

第 12 条 市長は、男女共同参画社会づくりを進める施策を総合的・計画的に行うため、男女共同参画社会づくりについての基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を定めなければなりません。

2 基本計画は、次のことについて定めます。

(1) 男女共同参画社会づくりを進める総合的・長期的な施策についての重要な方針

(2) 男女共同参画社会づくりを進める施策を総合的・計画的に行うために必要なこと。

3 市長は、基本計画を定めるときや変更するときは、市民、事業者や市民団体と、第 29 条の草加市男女共同参画審議会の意見を聴かなくてはなりません。

4 市長は、基本計画を定めたときや変更したときは、すぐに公表しなければなりません。

(施策の作成などにおける配慮)

第 13 条 市は、施策を作成し、実行するときは、第 3 条の基本理念に基づき男女共同参画社会づくりへの影響を考えて行わなければなりません。

(推進体制の整備)

第 14 条 市は、男女共同参画社会づくりを進める施策を総合的に作成し、実行するために必要な体制を整えます。

2 市は、男女共同参画社会づくりを進める施策を実行するため、必要な財政上の措置を行います。

3 市は、男女共同参画社会づくりを進める施策を実行し、市民、事業者、市民団体による男女共同参画社会づくりへの取り組みを支援するため、次の事業を総合的に行う拠点となる施設の整備に努めます。

(1) 男女共同参画社会づくりについて広くお知らせすること。

(2) 市民、事業者、市民団体が行う男女共同参画社会づくりへの取り組みを支援し、人材を育てること。

(3) 男女共同参画社会づくりについての相

談

(教育・学習の推進)

第 15 条 市は、幼児教育と学校教育において、男女共同参画社会づくりについて教育を進めます。

2 市は、生涯学習の場において、男女共同参画社会づくりについて学ぶ機会をつくりま

(普及・啓発)

第 16 条 市は、市民、事業者、市民団体に男女共同参画社会づくりについての理解を深めてもらうため、広報などにより広くお知らせします。

(調査・研究)

第 17 条 市は、次のことについて調査と研究をします。

(1) 男女共同参画社会づくりを進める施策を作成するために必要なこと。

(2) 男女共同参画社会づくりを妨げる問題

2 市は、これらの調査と研究について、公表します。

(取り組みの支援)

第 18 条 市は、市民、事業者、市民団体が行う男女共同参画社会づくりへの取り組みを支援します。

(年次報告)

第 19 条 市長は、毎年度、次のことを明らかにする報告書を作成し、公表しなければなりません。

(1) 男女共同参画社会づくりの状況

(2) 男女共同参画社会づくりを進める施策の実行状況

第 4 章 男女共同参画専門委員

(専門委員の設置)

第 20 条 市長は、男女共同参画社会づくりについての苦情を適切かつ迅速に処理するため、草加市男女共同参画専門委員(以下「専門委員」といいます。)を設けます。

(苦情の申し出)

第 21 条 市民、事業者、市民団体は、次の苦情を専門委員に申し出ることができます。

(1) 市が行う男女共同参画社会づくりについての施策や男女共同参画社会づくりに影響する施策への苦情

(2) 性別による差別的取り扱いその他男女共同参画社会づくりを妨げる要因によって人権が侵害された場合の苦情

(専門委員)

第 22 条 専門委員は、人格が高潔で、男女共同参画社会づくりについて優れた知識と考えと判断力を有する人のうちから、市長が委嘱します。

2 専門委員は、3 人以内とします。

(専門委員の任期)

第 23 条 専門委員の任期は、2 年とし、再任することができます。ただし、専門委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の任期の残りとしします。

(専門委員の解職)

第 24 条 市長は、次の場合には、専門委員を

解職するものとします。

- (1) 病気などのため専門委員の職務を続けることが難しいと認められる場合
- (2) 職務上の義務を果たさないなど、専門委員としてふさわしくない行為をしたと認められる場合

(専門委員の職務)

第 25 条 専門委員は、第 21 条の申し出を受けて、職務に必要な範囲内で次のことを行います。

- (1) 関係機関や関係者に対して、説明や資料の提出を求め、調査をすること。
 - (2) 関係機関や関係者に対する勧告、助言、是正の要望など
- 2 専門委員は、それぞれ独立してその職務を行います。ただし、職務の方針や計画などは、話し合いで決めます。

(専門委員の守秘義務)

第 26 条 専門委員は、職務上知ることができた秘密を他者に漏らしてはなりません。専門委員でなくなった後も同様です。

(調査の除外事項)

第 27 条 専門委員は、次の申し出については調査をしません。

- (1) 裁判所などの判決や裁決により確定したことについての申し出
- (2) 裁判中や不服申立中のことについての申し出
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 12 条に規定する紛争についての申し出
- (4) 議会に請願や陳情をしていることにつ

いての申し出

- (5) この条例に基づく専門委員の行為についての申し出
- (6) その他その性質上専門委員が調査すべきではないと認められる申し出

2 これらの場合には、専門委員は、申し出をした人に対し、申し出について調査をしない理由を付けて文書によりお知らせします。

(身分証明書の提示)

第 28 条 専門委員は、身分証明書を携帯し、請求があったときはこれを提示しなければなりません。

第 5 章 男女共同参画審議会

(設置)

第 29 条 市長は、男女共同参画社会づくりを進めるため、草加市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を設けます。

(所掌事務)

第 30 条 審議会は、市長の求めに応じて、男女共同参画社会づくりについて調査や審議をします。

- 2 審議会は、男女共同参画社会づくりを進める施策について、必要に応じ、調査して、市長に意見を述べることができます。
- 3 審議会は、第 12 条第 1 項の基本計画の達成状況について定期的に評価して、公表します。

(組織)

第 31 条 審議会は、次の人のうちから市長が委嘱する 13 人以内の委員で組織します。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関係する団体の代表者

- (2) 男女共同参画社会づくりについて知識や経験が豊富な人
- (3) 市民の代表者

(任期)

第 32 条 審議会の委員の任期は、2 年とし、再任することができます。ただし、審議会の委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の任期の残りとしします。

(会長・副会長)

第 33 条 審議会に会長と副会長を 1 人ずつ置きます。

- 2 会長と副会長は、委員が話し合いで決めます。
- 3 会長は、審議会を代表し、審議会を取りまとめます。
- 4 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、会長に代わってその職務を行います。

(会議)

- 第 34 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となります。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。
 - 3 審議会の話し合いは、出席した委員の過半数で決め、意見が同数のときは、議長が決定します。

(関係者の出席)

第 35 条 審議会は、調査や審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明や意見を聴くことができます。

(委任)

第 36 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要なことは、会長が審議会の意見を聴いて定めます。

第 6 章 補則

(報告の徴収)

第 37 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者と市民団体に対し、男女共同参画社会づくりへの取り組み状況について報告を求めることができます。

(見直し)

第 38 条 この条例は、施行の日から 5 年ごとに見直しを行います。

- 2 この条例を見直すときには、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。

(委任)

第 39 条 その他この条例の施行について必要なことは、市長が規則で定めます。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行します。

(草加市男女共同参画審議会条例の廃止)

- 2 草加市男女共同参画審議会条例(平成 13 年条例第 25 号)は、廃止します。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に作成されている「草加市男女共同参画プラン 2001」は、第 12 条第 1 項の基本計画とします。
- 4 この条例の施行の際、現に附則第 2 項の規

定により廃止される草加市男女共同参画審議会条例(以下「旧条例」といいます。)の規定により委嘱された委員は、第 31 条の規定により委嘱された委員とみなします。この場

合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、旧条例の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とします。

4 草加市みんなでまちづくり自治基本条例

(平成16年6月18日 条例第23号)

私たち草加市民は、このまちと人を愛し、デモクラシーの精神にのっとり、このまちが「市民の市民による市民のため」の存在であることを自覚し、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくります。

市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的に次代をも見据えたまちづくりを行うため、ここに草加市みんなでまちづくり自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会、市の関係やそれぞれの役割と責務を明らかにし、自治の基本原則を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。
- (2) 市民自治 市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けてともに考え行動することをいいます。
- (3) 参画 市の政策立案から実施、評価までの各段階に市民が主体的に参加することをいいます。

(4) まちづくり 前文に掲げた理念に基づき、「だれもが幸せなまち」を実現することをいいます。

(5) パートナーシップ 市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係をいいます。

第2章 基本方針と基本原則

(基本方針)

第3条 市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。

- (1) すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。
- (2) 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。
- (3) 市民主体のまちづくりを進めます。

(パートナーシップによるまちづくりの7つの原則)

第4条 市民、市議会、市は、次の原則に基づいてパートナーシップによるまちづくりを進めます。

- (1) 主体性 主体性に基づいてまちづくりを進めます。
- (2) 対等性 対等の立場に立ってまちづくりに取り組みます。
- (3) 協調性 相手を尊重し、相手の立場や主張について理解します。
- (4) 柔軟性 従来の発想にとらわれることなく、自己改革を進めます。

- (5) 公開性 まちづくりに関する情報を広く公開し、共有します。
- (6) 普遍性 市のすべての施策や事業をパートナーシップの観点から実施します。
- (7) 発展性 従来の関係に安住することなく、さらに新しい関係への発展をめざします。

(条例の位置づけ)

第5条 市議会、市は、この条例を草加市における最高規範とし、他の条例などの制定改廃や計画などの策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重します。

第3章 市民の権利と責務

(市民の権利)

- 第6条 市民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。
- 2 市民は、お互いを尊重し、思いやる精神を基本として、まちづくりを行う権利を有します。
 - 3 市民は、まちづくりに関して、市議会、市の保有する情報を知る権利を有します。
 - 4 市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します。

(市民の責務)

- 第7条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを行うよう努めます。
- 2 市民は、まちづくりを行うに当たり、自らの発言と行動に責任を持ちます。
 - 3 市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません。

第4章 議員と市議会の責務

(議員の責務)

第8条 議員は、すべての市民の代表としての自覚を持ち、審議能力、政策提案能力を高め、常に公益の実現に努めます。

(市議会の責務)

第9条 市議会は、市民の代表として選ばれた議員によって組織された草加市の最高意思決定機関であり、市民の意思が市政に反映されることを念頭において活動します。

- 2 市議会は、行政活動が民主的で効率的に行われているかを調査・監視し、市の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努めます。
- 3 市議会は、市民のパートナーとして常に変革に努め、情報の公開と市民の参画を進めます。

第5章 市長と市の責務

(市長の責務)

第10条 市長は、市政の最高責任者であり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、常に市民福祉の向上に努めます。

(市の責務)

第11条 市は、市議会の議決を経て、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

- 2 市は、前項の計画の具体的な実現のために、各分野の基本的な計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。
- 3 市は、第1項と第2項の構想と計画を定めるときやまちづくりを行うときは、市民の参

画を進めます。

- 4 市は、市民自治を基本としたパートナーシップによるまちづくりのために必要な施策や事業を行います。
- 5 市は、市民の参画が、行政活動を行うに当たり市が負うべき義務と責任を軽減することにつながるとは解しません。

第6章 市政運営

(説明責任・応答責任)

- 第12条 市は、施策の進捗状況や意思決定の過程について、市民にわかりやすく説明します。
- 2 市は、市民から意見、要望、苦情などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。
- 3 市議会は、市民に対し、市政に関する説明責任が十分に果たされるよう努めます。

(情報の公開と共有)

- 第13条 市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開します。
- 2 市民は、自らのまちづくりに関する情報を互いに共有するよう努めます。
- 3 市民と市は、まちづくりに関する情報を共有するよう努めます。

(個人情報の保護)

- 第14条 市民、市議会、市は、個人の権利と利益が侵害されることのないように、個人情報を保護します。

(パブリックコメント)

- 第15条 市は、重要な条例の制定や計画の策定などをするときは、事前に案を公表し、市

民の意見を聴くように努めます。

- 2 前項の規定により、市民の意見が提出されたときは、その意見に対する市の考え方を公表します。

(審議会委員などの公募)

- 第16条 市は、審議会その他の附属機関などの委員には、公募による委員を加えるよう努めます。

(評価の実施)

- 第17条 市は、まちづくりの目標に照らし、取り組みの有効性、効率性などについて評価を実施します。
- 2 市は、まちづくりの評価の結果を分かりやすく市民に公表します。

第7章 まちづくりの環境整備

(人材の育成)

- 第18条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、学習の機会を提供するとともに、専門家の派遣などの技術的な支援を行い人材を育成します。
- 2 市民は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、自らまちづくりに関する学習に努め、人材の育成に努めます。
- 3 市は、パートナーシップによるまちづくりに必要な能力を備えた市職員の育成に努めます。

(組織づくり)

- 第19条 パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民は組織を作ることができ、市は必要な組織を作ります。

(基金などの設置)

第 20 条 市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度を作ります。

(拠点・ネットワークづくり)

第 21 条 市民、市は、まちづくりの拠点やネットワークづくりに努めます。

(まちづくり支援団体)

第 22 条 市は、市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり支援団体を作り、その活動に必要な経費の助成などの財政的な支援や業務の委託をすることができます。

第 8 章 まちづくりの参画手続

(まちづくりの相談)

第 23 条 市民は、他の市民と市にまちづくりに関する相談をすることができます。

(まちづくり活動の登録など)

第 24 条 市民は、パートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

2 市民は、一定の地域のパートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、地域まちづくり団体を作り、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

3 第 1 項と第 2 項により、まちづくり活動の登録をした市民(以下「まちづくり登録員」といいます。)は、他の市民と連携し、主体的にまちづくり活動を行うとともに、まちづくり計画の作成に積極的に取り組みます。

(まちづくり計画の提案)

第 25 条 まちづくり登録員は、次条のみんなでまちづくり会議の場で、まちづくり計画を提案することができます。

(みんなでまちづくり会議)

第 26 条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。

- (1) 前条のまちづくり計画の提案
- (2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言
- (3) この条例の運用の監視
- (4) この条例の調査・研究
- (5) その他この条例に基づくまちづくり

2 市は、前項の内容を公表します。

3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。

4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。

5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができます。

6 市議会は、前項の意思を尊重します。

第 9 章 住民投票

(住民投票)

第 27 条 市長は、市政の重要事項について、広く市民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票を行うときは、そのつど投票できる人、投票結果の取扱いなどを規定した条例

を別に定めます。

(住民投票の発議・請求)

第 28 条 草加市において選挙権を有する人は、その総数の 50 分の 1 以上の連署により、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求できます。

2 議員は、議員定数の 12 分の 1 以上の議員の発議により、住民投票を規定した条例を市議会に提出できます。

3 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議できます。

第 10 章 条例の検証

(条例の検証)

第 29 条 この条例が市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりを常に保障するため、この条例を施行後 5 年以内ごとに検証します。

第 11 章 委任

第 30 条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行します。

5 草加市男女共同参画行政推進会議設置要綱

(平成 11 年 8 月 3 日)

(設置)

第 1 条 草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例(平成 16 年条例第 29 号。以下「条例」という。)に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的な調整をし、社会情勢の変化に対応した男女共同参画行政を推進するため、草加市男女共同参画行政推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(平 18 年 3 月 31 日・一部改正)

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第 12 条第 1 項に規定する基本計画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る施策の調査研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政の推進に必要な事項

(平 18 年 3 月 31 日・一部改正)

(組織)

第 3 条 推進会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 推進会議に会長及び副会長を置く。

3 会長は、総合政策部副部長をもって充てる。

4 副会長は、人権共生課長をもって充てる。
(平 17 年 10 月 24 日・平 20 告示 211・平 24 告示 338・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、推進会議を代表し、会務を

総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(ワーキング・グループ)

第 6 条 推進会議における調査、検討等の資料を作成し、その他男女共同参画行政の推進に関する基礎的な調査等を実施するため、必要に応じワーキング・グループを置くことができる。

2 ワーキング・グループの構成員は、推進会議構成員の推薦を受けた職員及び公募による職員とし、会長が選任する。

(平 17 年 10 月 24 日・旧第 7 条繰上・一部改正)

(関係職員の出席)

第 7 条 推進会議は、その所掌事項に関し必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(平 17 年 10 月 24 日・旧第 9 条繰上・一部改正、平 18 年 3 月 31 日・旧第 8 条繰上)

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、総合政策部人権共生課において処理する。

(平 16 告示 86・一部改正、平 17 年 10 月 24 日・旧第 10 条繰上、平 18 年 3 月 31 日・旧第 9 条繰上、平 20 告示 211・平 24 告示 338・一部改正)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(平17年10月24日・旧第11条繰上、平18年3月31日・旧第10条繰上)

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成11年8月3日から施行する。

(草加市女性問題庁内連絡会議設置要綱の廃止)

2 草加市女性問題庁内連絡会議設置要綱(昭和60年6月18日施行)は、廃止する。

附 則(平成14年4月1日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年告示第86号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月24日)

この要綱は、平成17年10月24日から施行する。

附 則(平成18年3月31日)

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第211号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第250号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第338号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平21年4月1日・全改、平22告示250・平24告示338・一部改正)

総合政策部副部長(市長が指名する者に限る。)

総合政策部副部長(市長が指名する者に限る。)
人権共生課長
職員課長
みんなでまちづくり課長
長寿・介護福祉課長
健康づくり課長
子ども政策課長
子育て支援課長
子育て支援センター所長
消費労政課長
指導課長
生涯学習課長

6 草加市配偶者からの暴力対策庁内連携会議設置要綱

平成22年9月8日

改正 平成24年3月31日告示第338号

平成26年3月31日告示第315号

(設置)

第1条 草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例(平成16年条例第29号。以下「条例」という。)第9条第5項及び第6項の規定により、配偶者からの暴力(条例第2条第5号に規定するドメスティック・バイオレンスをいう。以下「DV」という。)の予防と被害者の救済を目的として、草加市配偶者からの暴力対策庁内連携会議(以下「庁内連携会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内連携会議は、次の事項を所掌する。

- (1) DVに関する問題の把握及び情報交換
- (2) DVの予防及び被害者の保護と自立支援のための基本計画の検討、推進、連絡調整、進行政管理及び見直し
- (3) DVの予防に向けた啓発活動の推進
- (4) DV被害者の自立支援に向けた処遇の検討
- (5) その他DV被害者の支援に必要な事項

(組織)

第3条 庁内連携会議は、人権共生課長及び別表に掲げる組織に属する職員のうち所属長が指名する者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 庁内連携会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、人権共生課長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 会長は、会議を代表し、会務を掌理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内連携会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 庁内連携会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 庁内連携会議の庶務は、総合政策部人権共生課において処理する。

(平24告示338・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内連携会議の運営に関し必要な事項は、会長が庁内連携会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月8日から施行する。

附 則(平成24年告示第338号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第315号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平24告示338・平26告示315・一部改正)

市長室広聴相談課、人権共生課、福祉課、長寿・
介護福祉課、障がい福祉課、保険年金課、健康
づくり課、子育て支援課、子育て支援センター、
保育課、市民課、指導課

7 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女

共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配

慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これ

を国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進 に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認めら

れる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた

識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号)
抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)
抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160

号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

8 埼玉県男女共同参画推進条例

(平成12年3月24日 埼玉県条例第12号)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進

することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生

活環境を害することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行っ

てはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された

場合には、前項の機関に申し出ることができる。

- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。附則この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する

9 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和 47 年 7 月 1 日 法律第 113 号)

最終改正：平成 20 年 5 月 2 日 法律第 26 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第 2 条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第 3 条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第 4 条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前 2 項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第 2 章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第1節 性別を理由とする差別の禁止等
(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第8条 前3条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第10条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで及び前条第1項から第3項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の

策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第2節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第3節 事業主に対する国の援助

第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

五 前各号の措置の実施状況の開示

第3章 紛争の解決

第1節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第15条 事業主は、第6条、第7条、第9条、第12条及び第13条第1項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第16条 第5条から第7条まで、第9条、第11条第1項、第12条及び第13条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、次条から第27条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第17条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第18条 都道府県労働局長は、第16条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第1項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第19条 前条第1項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、3人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第20条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第11条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第21条 委員会は、関係当事者からの申立て

に基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第 22 条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第 23 条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切ったときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第 24 条 前条第 1 項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第 2 項の通知を受けた日から 30 日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第 25 条 第 18 条第 1 項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第 1 項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第 1 項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第 26 条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第 27 条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第 4 章 雑則

(調査等)

第 28 条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 29 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第 30 条 厚生労働大臣は、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 11 条第 1 項、第 12 条及び第 13 条第 1 項の規定に違反している事業主に対し、前条第 1 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第 31 条 船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 6 条第 1 項 に規定する船員及び同項 に規定する船員になろうとする者に関しては、第 4 条第 1 項並びに同条第 4 項及び第 5 項（同条第 6 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項及び第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 10 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 13 条第 2 項並びに前 3 条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第 4 条第 4 項（同条第 6 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項及び第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第 6 条第 2 号、第 7 条、第 9 条第三項、第 12 条及び第 29 条第 2 項中「厚生労働省令」とあるの

は「国土交通省令」と、第 9 条第 3 項中「労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項 の規定による休業を請求し、又は同項 若しくは同条第 2 項 の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和 22 年法律第百号）第 87 条第 1 項 又は第 2 項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び第 29 条第 2 項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第 18 条第 1 項中「第 6 条第 1 項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第 21 条第 3 項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第 18 条第 1 項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第 19 条から第 27 条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、3 人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第 20 条から第 27 条までの規定は、第 2 項の調停について準用する。この場合において、第 20 条から第 23 条まで及び第 26 条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第 21 条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第 26 条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第 27 条中「この節」とあるのは「第 31 条第

3項から第5項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第32条 第2章第1節及び第3節、前章、第29条並びに第30条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第2章第2節の規定は、一般職の国家公務員(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第四号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和22年法律第85号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第5項に規定する隊員に関しては適用しない。

第5章 罰則

第33条 第29条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年5月2日法律第26号)

抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この法律の施行前にした行為及び前条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第9条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

10 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

昭和 54（1979）年 12 月 18 日 国際連合総会で採択

昭和 55（1980）年 7 月 17 日 日本国署名

昭和 56（1981）年 9 月 3 日 発効

昭和 60（1985）年 6 月 25 日 日本国批准書寄託（昭 60 外告 194）

昭和 60（1985）年 7 月 25 日 日本国について発効

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、

女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなる問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決

の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに
国の主権及び領土保全を尊重することが、社会
の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完
全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする
平和は、あらゆる分野において女子が男子と平
等の条件で最大限に参加することを必要とし
ていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完
全には認められていなかった女子の大きな貢
献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養
育における両親の役割に留意し、また、出産に
おける女子の役割が差別の根拠となるべきで
はなく、子の養育には男女及び社会全体が共に
責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を
女子の役割とともに変更することが男女の完
全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲
げられている諸原則を実施すること及びこの
ために女子に対するあらゆる形態の差別を撤
廃するための必要な措置をとることを決意し
て、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、
性に基づく区別、排除又は制限であって、政
治的、経済的、社会的、文化的、市民的その
他のいかなる分野においても、女子（婚姻を
しているかいないかを問わない。）が男女の
平等を基礎として人権及び基本的自由を認
識し、享有し又は行使することを害し又は無
効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を
非難し、女子に対する差別を撤廃する政策を
すべての適当な手段により、かつ、遅滞なく
追求することに合意し、及びこのため次のこ
とを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他
の適当な法令に組み入れられていない場
合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原
則の実際的な実現を法律その他の適当な
手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する
適当な立法その他の措置（適当な場合には
制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平
等を基礎として確立し、かつ、権限のある
自国の裁判所その他の公の機関を通じて
差別となるいかなる行為からも女子を効
果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為
又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び
機関がこの義務に従って行動することを
確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対す
る差別を撤廃するためのすべての適当な
措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、
規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止す
るためのすべての適当な措置（立法を含む。）
をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべて
の刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益

は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的

な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇

についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成

及び実施に参加する権利

- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等

に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（中略）委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。

（後略）

（2～9項略）

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討の

ため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

（19～20条略）

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

（22条略）

（第6部略）

11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年 法律第31号)

最終改正：平成26年4月23日 法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身

体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一

三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する
婦人相談所その他の適切な施設において、当
該各施設が配偶者暴力相談支援センターと
しての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施
設において、当該各施設が配偶者暴力相談支
援センターとしての機能を果たすようにす
るよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者か
らの暴力の防止及び被害者の保護のため、次
に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相
談に応ずること又は婦人相談員若しくは
相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、
医学的又は心理学的な指導その他の必要
な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場
合にあっては、被害者及びその同伴する家
族。次号、第六号、第五条及び第八条の三
において同じ。）の緊急時における安全の
確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進
するため、就業の促進、住宅の確保、援護
等に関する制度の利用等について、情報の
提供、助言、関係機関との連絡調整その
他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用
について、情報の提供、助言、関係機関へ
の連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用

について、情報の提供、助言、関係機関と
の連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、
自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を
満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務
を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者か
らの暴力の防止及び被害者の保護を図るた
めの活動を行う民間の団体との連携に努め
るものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、
必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被
害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者
であった者からの身体に対する暴力に限る。
以下この章において同じ。）を受けている者
を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支
援センター又は警察官に通報するよう努め
なければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行
うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷
し又は疾病にかかったと認められる者を発
見したときは、その旨を配偶者暴力相談支
援センター又は警察官に通報することができ
る。この場合において、その者の意思を尊重
するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（平一六法六四・追加）

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の

関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する

暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の

効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心しゆうを害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑う

に足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てによ

り、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）
（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及

びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速

やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定

による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合につい

て準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中

「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二

項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

12 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日 法律第64号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び

雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活にお

ける活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に

対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章基本方針等

(基本方針)

第五条政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハその他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、

閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章事業主行動計画等

第一節事業主行動計画策定指針

第七条内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を

定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一計画期間

二女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、

厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用

者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節特定事業主行動計画

第十五条国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以

下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業

訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その

他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員

として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一一般事業主の団体又はその連合団体

二学識経験者

三その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員

(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章罰則

第二十九条第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一第十八条第四項の規定に違反した者

二第二十四条の規定に違反した者

第三十一条次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一第十条第二項の規定に違反した者

二第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をした者

三第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する

日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。平成三十八年三月三十一日女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重

点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

草加市男女共同参画プラン2016

平成28年3月

発行 草加市役所

担当課 草加市役所 総合政策部 人権共生課

〒340-8550 草加市高砂1-1-1

電話 048-922-0151 (代)



草加市